



特274
936

昭和八年
軍事教育會編



0057310-000

特274-936

入營案內

軍事教育會・編

千山閣書房

昭和8

AJF

特 274
986

本書の読み方に就て

- 一、本書は入營諸君のために、可なり親切な「案内書」であると信ずる。
- 二、読み易く、解りやすく、興味を以て讀んで行く中に、おのづか自とすべてが會得みたくされるやうに書かれてある。

- 三、但し、たゞの讀み放しでは効果が薄うすい。で、たとへば

「財布には必ずヒモをつけておけ」と注意される。ヒモは首から掛けてガマガチを襦袢のポケットに納むるに足るだけの長さを要する。(三十五頁)

といふところを讀めば、自分も入營の時にチャンとそのとおり
にすること。また

「入營前既にハガキに宛名を書き込んで来た手まわし者もある」(三十七頁)
と讀めば、自分も入營の時は、その通りに準備すること。

「食事始めには大きな聲で『いただきます』とどなる。終れば又大きな聲で『いただきます』とどなる」(四十二頁)

と讀めば、自分が入營の時を考へ『いただきます』と二、三度はどなつてみるがいゝ。また

「食事が終ると、初年兵は二年兵、殊に上等兵の食器を奪ふやうにして洗つてやる」(四十二頁)

といふところを讀めば、入營後、自分も忘れずに「さうするのだな」といふことを悟らなければならぬ。

四、要するに、この本は「自分一人のために書かれたものである」ことを信じ、入營までには幾たびも讀んで、大安心の上入營されるやうに祈る。

目次

勅諭……………一

讀法……………一〇

一、兵營の理解……………一三

- 精神的收入
- 人生の硬教育
- 他力修練
- 未知の一線
- 苦は砥石
- 可愛い子の一人旅
- 純真生活
- 選ばれた自分
- 出發

二、軍隊内部……………二七

- 營門
- 軍服
- 中隊長
- 入浴と食事
- 宣誓式と訓辭
- 中隊
- 御眞影奉拜式
- 食事の統計
- 財布の檢分
- 訓話
- 故郷への通信
- 日夕點呼
- 消燈就眠

三、軍隊生活……………五四

- 起床ラツパ
- 掃除と洗面
- 朝食
- 第一装
- 入隊式
- 聯隊長
- 舉手注目
- 不動の姿勢
- 敬禮
- 會報
- 酒保
- 學科
- 支給品
- 浴場

四、營内心得……………六七

- 寢臺
- 洗濯
- 理髮
- 診斷
- 酒保
- 廠舎
- 習字と作文
- 上等兵候補
- 上等兵
- 行軍
- 軍旗祭
- 一般的心得
- 風紀衛兵
- 歩哨

五、軍隊知識……………九四

- 非常呼集
- 火災と消防
- 入浴の心得
- 外出規定
- 外出心得
- 敬禮の心得
- 敬稱及稱呼
- 軍隊組織
- 兵營兵舎
- 室
- 營倉
- 集會所
- 各兵科
- 各兵科色別

六、常識の養成……………一二二

- 陸軍配備
- 常識
- 常識養成
- 小學教科書
- 新聞雜誌
- 聽講
- 常識ものの知り

七、入營心得……………一二八

- 精神上のこと
- 身体上のこと

八、軍隊問答……………一三二

- 入營問答
- 精神上的問答
- 階級及編成問答

○各兵科問答

○賞罰問答

○陸軍禮式問答

○雜問

九、入營注意……………一四七

○出發についての注意

○入營當日の注意

一〇、各聯隊よりの希望 一五二

一一、願書・諸届……………一六一

○臨時外出

○請願休暇

○衛戍地外々出

○破損

○紛失遺失

○其他ノ届書

○入營延期願

一二、補遺……………一七五

勅諭

(明治十五年一月四日下賜)

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵どもを率ゐる中國のまつろはぬものどもを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徴兵はいつとなく、壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權

は一向にその武士とも棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらずこはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへども併我臣民の其心に順

逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を輝さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様建定めぬ夫馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるをされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまわらす事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さるとに由るそかし我國の稜威振はさるこそあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を輝さは朕

汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を
國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國 威烈
は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば
猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

一、軍人は忠節を盡すを本分とすへし。凡生を我國に稟くるもの誰
かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固から
ては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固なら
されは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其
隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合
の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力にあれば
兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘ら

す只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よ
りも輕しと覺悟せよ其操を破り不覺を取り汚名を受くるなかれ。
一、軍人は禮儀を正くすへし。凡軍人には上元帥より下一卒に至
るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とて
も停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すべきものそ下級
のものは上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心
得よ己が隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊き
ものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級の者に向ひ
聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は
格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致
して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下

を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには雷に軍隊の毒たるのみ
かは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一、軍人は武勇を尙ふへし。夫武勇は我國にては古よりいとも貴へ
る所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまじし況して軍人
は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきさ
はあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振
舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨
へ能く膽力を練り思慮を盡して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大
敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武
を尙ふものは常々人に接るには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと
心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺

狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一、軍人は信義を重んずへし。凡信義を守ることは常の道にはあれ
とわけて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難
かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされ
は信義を盡さむと思はし始より其事の成し得へきか得へからざるか
を審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ
後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦しむこ
とあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は
所詮踐むへからずと知り其義はとて守るへからずと悟りなは速に
止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を
誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑と

もか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遣せること其例尠か
らぬものを深く警めてやはあるべき

一、軍人は質素を旨とすへし。凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕
薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤し
くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬ
へし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に
起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬべきこと
明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつ
れと猶も其惡習の出んことを憂ひて安からねは故に又之を訓ふる
そか、汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ
右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も勿にすへからすさて之を行はん

には一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は軍人の精神にして一の誠心
は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うは
への裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るもの
そかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り
易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を
盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん朕一人の懌のみならんや

讀法

兵隊ハ、皇威ヲ發揚シ、國家ヲ保護スル爲ニ、設ケ置カルルモノナレバ、此ノ兵員ニ加ハル者ハ、堅ク左ノ條件ヲ守リ違背スベカラズ

第一條 誠心ヲ本トシ、忠節ヲ盡シ、不信不忠ノ所爲アルベカラザル事

第二條 長上ニ敬禮ヲ盡シ、等輩ニ信義ヲ致シ、粗暴倨傲ノ所爲アルベカラザル事

第三條 長上ノ命令ハ其ノ事ノ如何ヲ問ハズ、直チニ、之ニ服從シ抗抵干犯ノ所爲アルベカラザル事

第四條 膽勇ヲ尙ビ、軍務ニ勉勵シ、恐怯柔懦ノ所爲アルベカラザル事

第五條 血氣ノ小勇ニ誇リ、爭鬪ヲ好ミ、他人ヲ侮慢シ、世人ノ厭忌ヲ來ス等ノ所爲アルベカラザル事

第六條 道德ヲ修メ、質素ヲ主トシ、浮華文弱等ニ流ルルノ所爲アルベカラザル事

第七條 名譽ヲ尙ビ、廉恥ヲ重ンジ、賤劣貪汚ノ所爲アルベカラザル事

以上掲グル所ノ外、法律規則ニ違犯シ、罪ヲ國家ニ得ルニ至リテハ父祖ヲ辱シメ家聲ヲ汚シ、醜ヲ後世ニ遺ス獨リ其ノ身現在ノ恥辱ノミナラズ、況ンヤ重罪ノ如キハ各人天賦ノ公權ヲモ剝奪セラレ、世ニ立チ人ニ接ルモ、總テ對等ノ權利ヲ得ザルニ於テヤ。名譽ヲ尙ビ、廉恥ヲ重ンズルノ軍人ニ在リテハ、殊ニ戒慎ヲ加ヘザルベカラ

ズ。就中陸軍刑法ハ軍隊ノ害ヲ爲ス者ヲ懲ス爲ニ特ニ設ケラルルモノタルヲ以テ、其ノ刑亦頗ル嚴ナリ、軍人ユシテ之ヲ犯セバ雷ニ本分ヲ誤リ、軍隊ノ安寧ヲ害スルノミナラズ遂ニ世人ノ信用ヲ損シ、陸軍ノ榮譽ヲ汚ス等、其ノ責更ニ重シ、平素自ラ戒飾シ、決シテ違犯スベカラズ。

入 營 案 内

一、兵 營 の 理 解

精神的 若葉が風に翻る。初夏の日光が窓ガラスに力強い反射
 收 入 を投げる。町の小學校がその検査場、そこで筋骨隆々
 たる若者が、一生一代晴の舞臺に、今日が徴兵の検査日である
 今頃は宅のお祖母さん、定めし赤の御飯を神棚に上げて、何か
 一心に拜んでゐるに違ひない。お祖母さんは舊式の人だから、
 兵隊に行くことをまるで人身御供にでもとられるやうに考へて
 自分の都合一つを神様に拜むのだ。

おばあさんはよくいふ「二年間の無駄奉公だ」と。然り、物

筋骨 肉づきと 骨ぐみ
 隆々 さかんなるさまに 言ふ
 人身御 供
 いけにへ 生きた 身が 神へ 捧げ

質の上からいへば金をつかつてうちの仕事は一つもせず、二年間鐵鉋ばかりかついで歸つてくること故、おばあさんの言ふとほり「二年間の無駄奉公」かも知れない。しかし、人生には形あるものゝみが尊いのではない。軍隊には軍隊でなければ味ひ得ぬ生活と、金で買はれぬ精神的収入とがある。

人生の 軍隊生活を果して地方に歸つた者には何かしら違つた硬教育 ところがある。生意氣な、もしくは生れが根本からヤクザに出来てゐる者は特別として、些少とも心ある青年は二ケ年乃至三ケ年の軍隊生活によつて、何處か人間に光つたところが出て来る。入營者及び其父兄は、そこを見のがしてはならない。

●自省

自らなかに
へりみる

●發奮

ふんばつ

●硬教育

かたい教育
つよい教育

●不可能

爲し得ない

軍隊は辛い。それは事實だ。併しそのつらさが人間を磨く所以である。しかもそれは人間力の爲し得る範囲内のつらさであつて、とりわけ自分一人の苦痛でないところに自省發奮の力も湧く。雨の強行軍はつらい。しかし雨は自分だけに降るのではない。霜氷る陣營の歩哨はつらい。けれども霜は自分一人にだけ結ぶのではない。

軍隊は硬教育である。軍隊には不可能といふ文字はない。出来なければ出来るまでやる。足らなければ足りるまでやる。水泳、馬術、機械體操、「私には出来ません」と言ふことは出来ない。「出来ないとは出来さないことだ。行つて出来ないことがなし」といふのが軍隊の教育である。

馱洒落 洒落にもならない
自力 自分だけの力
他力 他から来る力
間隙 すきま
超越 のりこえ

他力 人間は可なり我まゝなものである。「我が飯を食つた
修鍊 では人間にはなれぬ。すこし他人の飯を食つてみる」
は馱洒落であるが、我儘なるが故に、人間自力の修養は至難で
ある。どんなに覺悟をきめても、家庭に於ける朝の寢床は温い
目がさめる、同時にパツとはね起る勇氣は、聖父慈母の懷に在
てはとかくに消えがちなものである。こゝに吾等は他力に依る
修鍊を必要とする。軍隊は他力修鍊の好舞臺である。起床喇叭
が鳴る。「起きろ！」で、パツとはね起る。目がさめる、起る、
その間に些の間隙が無い。パツと起きることが苦痛なのか愉快
なのか、既に苦樂の境を超越してゐる。こゝに得も言はれぬ修
鍊の妙味がある。馴れないために苦しいと思はれたことは、や

地方 軍隊以外の地
斷念 あきらめ

がては無上の快樂になる。苦も樂も、一枚の紙の裏表、苦の裏
返しは樂である。二年兵は言ふ「寒い朝にパツと起きることア
實際つらかつたなア。だがこの頃ちや、さう起きないと氣持が
悪し」と。

未知の どうしても飛越臺を越せない弱虫がある。どうしても
一線 木馬飛びに思ひ切つた踏切りの出来ない憶病者がある
機械體操に、何程尻を上げやうとしても、到底上らないデブ君
がある。若しこれが地方であれば「到底駄目だ」と斷念るので
ある。が、軍隊は決して斷念を許さない。「出来るも出来ないも
精神一つ、行つて出来ない事がない」もう一度！ もう一度！
もう一度！ く！そこで思ひ切つて、死んだつもりで踏みさ

未知 まだ知らぬ経験のこと
信念 信じてない心
消滅 消えてなくなる

つて手を木馬の背に掛ける、ヤツ！ といふと夢中で越えた！
 眞赤な顔をして、太息を吐いて、それでも姿勢の要領を執ると
 「貴様、越えたちやないか」教官殿が笑つてゐる。「何のこつた、
 こんなことならいくらでも」かうなると自信がつく。あとはど
 ん／＼平気で飛べる。ただ最初、その未知の一律を越すことが
 怖しいのである。それさへ通過すれば、その怖しかつたことが
 愉快になる。「人のやることはオレにもやれる」軍隊は、この信
 念を確實に得させる。

苦 は軍隊は苦しいといふ。しかし苦しみは人間の砥石であ
砥石 る。苦しみは時間と共に消滅するが、苦しんだ價値は
 永久に残る。

價值 価値
 れうち

「若いときの苦しみは金で買へ」とさへいはれてゐる。苦は將
 に暗夜である。けれども彼方に光明を認めることが出来る。來
 るべき時が来れば、チャンと世界が明るくなる。

軍隊はまた簡易生活の實習所である。自分の一切はすべて自
 分でやる。炊事、掃除、裁縫、洗濯——人間のなすべき生活は
 すべて營内生活に疊みこまれてゐる。炊事は女中、掃除は書生
 裁縫は母であつた大家の若旦那も、飯を食ふこと、顔を洗ふ
 こと、便所に行くことの外は、一さい他人任せであつた華族
 の若様も、軍隊の生活に於て、初めて人間一とほりの仕事を味
 ふことが出来るのである。

軍隊を單に戦争の稽古所と視るのは誤りである。軍隊は實

被服
を着るもの
かぶるもの

に吾人々類が、一人前の人間となるための人間教育所である。

可愛い子 「二年三年の無駄奉行」といふが、被服、宿舍、食の一人旅 事に向ふ持ちにして、月謝無しげつしゃなの教育所、しかも小遺づかひだけは充分に貰はれる。

軍隊は、兵一人の軍装ぐんさうに三百圓、衛生滋養えいせいの食物に、何から何まで手の届いた取扱ひ、家のせんべい布團ふたんに較べたなら、軍隊の寢所ねどこは勿體もったいない。一兵士を寢かせる寢台毛布しんだいは、時價百圓以上、しかも教官の寢床も、班長の寢床も、その材料に於ては何等なんら一兵士と變りがない。軍隊に入つてその内情うちじやうを審うかがへば吾等はその行届いた有様に敬意を表せざるを得ない。

入營兵士家庭かていの者はいふ「仕事の手がなくなつて困る。働き

身上

財産

現象

あらはれ

鍛錬

れりきた
へる

純眞生

活

まじり氣
のなま
じめの生
活

盛りの二年をひき抜かれては家の身上しんじやうに穴が穿あく」と。併して
れは單たんに一時的げんじやうの現象げんじやうに過ぎない。しかもその穿あいた穴は、後
日必ずより以上に塞ふさるべきものである。二ケ年といふ歲月から
二ケ年を見れば身上の狂くるひも眞當ほんたうであるが、これをその者生涯せうが
中の二年と見る時は、その二ケ年こそ實じつに有意義いいういぎなる生活でな
ければならない。「可愛い子には旅をさせよ」といふ、若しこ
こに賢明けんめいなる父母ありて、その子の眞しんの鍛錬たんれんを希こひふならば、願
つてもその子の教育を軍隊に委ゆたねることであらう。

純眞生活

要するに軍隊は生一本がその生命である。純じゆんなる心
を以て生活することが人生の價値かちだとすれば、軍隊
は將まさにその價値の存在である。寢台に馴なれない新入營兵が、消

消燈 ●
あかりを
消すこと
一偶 ●
片すみ

燈後ねぼけて寝台からおつこちた。慌て、立つてウロ／＼する中に、こんと棚へ頭を打ちつけて、ガラ／＼ドタンと整頓されてある手箱や食器を落ことす。と「誰だッ！」班の上等兵が一隅から怒鳴る。

「誰だッ！」——「ハイ、私であります」

「私つて誰だ？」——「ハイ、自分、岸本であります」

「どうした？」——「ハイ、落ちました」

「何んだそのガラ／＼は？」——「分りません」

「そりや手箱だ。貴様頭打つけたらう」——「打つけましたア」

「痛くしないか」——「痛くしません」

「瘤はどうした」——「瘤は出ません」

些 ●
すこし
技巧 ●
とりつく
ろひ
日常 ●
へいぜい
茶飯事 ●
かんたん
なこ

「お前は、寝ぼけたんだらう？」——「ハイ、ねぼけました」

「馬鹿だなア貴様は」——「ハイ、馬鹿であります」

萬事がこの調子である。堂々たる五尺有三寸の男子、こゝではまつたく赤兒も同然、些の偽なく、些の誤魔化しなく、些の技巧が無い。軍人精神とは、特に砲煙彈雨の中に於て養成されるものでなくて、かゝる日常生活の茶飯事に體得されるものである。複雑を通り越した單純、技巧を通り抜けた無技巧、單純と生眞面目とは軍人精神の二大特長である。

選まれた 「入營まではまだ百日ある」と數へたのも昨日のやる自分うだが、指折れば今日は一月の三日、自分が家郷を辭するのこゝ一週日の間に逼つた。朝起きると眠りに入るま

●體得

しつかり
と身にそ
なはる

●複雑

ごたく

●單純

かんたん
でまじり
いつ気がな

で、自分の心はきまつて入營といふことを忘れたことがなかつた。人々もまた『いま少しですね』『もう氣もちちはあちらでせう』などと言つてくれるし、小學校の子供までが自分を見ると「兵隊さん〜」などと囃はやしてくれた。同じ検査を受けても、他の者は忘れられてゐるのに、自分だけがかうして人々から特別に見られることは「選ばれたる人」として肩身が廣いやうな氣がする。

出發

いよ〜明日は出發である。出發に先立つて一切の準備は出來た。入隊してからはなか〜思ふやうにも書けないといふので、知己友人への入營通知（ハガキ）も書き、兵營から送り返す小包の荷札までも書き込んで了つた。

●招待客
招待客
招いだお

いよ〜今宵一夜、明日は出發、一夜だけ宿屋の飯を食ふとあこは入營である。

招待客の準備に、もう宵から手傳が來る。二年―七百日のお別れなのだから、ゆつくり話し込まうと思つても心が落ちつかなくて駄目だ。夜になる。いろ〜と考へ込む。眠れない。鶏とりが鳴く。いつかウト〜すると兵營門前集合の夢を見る。もう目が醒めてしまつた。

誰よりも早く起きて水を汲む。釣瓶つるべ繩なはにも名残りが惜まれるやうな氣がする。しばらくはこの水で顔が洗はれない。常よりはていねいに洗ふ。太陽が上る。ソツと拜おがむ。

出發豫定は正午、十時ごろから見送人が來る。お座敷二間を

送辭 送別の言 業又は文章

朗讀 聲をはり 上に美的 に讀む

感激 感じが つよくて心 がげきす

一滴 一しづく

プツ通しに客膳を並べる。自分は別室で仕度をする。銘仙にへ
 コ帯、母が後から紋付の羽織を掛けながら『身體が第一だよ』
 と言ふ。何だか今日の母親は特別のやうな氣がする。
 來客の前に出て挨拶をする。送辭の朗讀が始まる。他人の時
 には何とも思はなかつたことだが、自分のことになると感激が
 深い。

時間が來たので父と母とにお暇乞をする。父も無言母も無言
 凝乎と耐へても涙が出て來た。なぜ泣く？ め、しくも一匹の
 男子が出陣の矢先に、たどひ一滴たりとも涙を流していゝか。
 丈夫涙無きにあらず たゞ婦女子たることを愧づ
 劍を杖で樽酒に倚るも 之を別離の間に注がず

離別 わかれ

是認

引卒 ひきつれ

これとよ めいとみと

二、軍隊内部

營門

「劍を杖で別の酒樽に倚るも、オレは男だ決して泣かない」と
 いふこの詩は實はリツパに泣いてゐるのである。父母に離れて
 家郷を辭する時、男の涙は何の不名譽、かゝる時涙くむこそ眞
 の勇士、別れがつらくて、行くのがいやで、それで泣くのと泣
 くのが違ふ。自分は自分の涙を是認する。

指定旅館に一泊の夜は明けける。交附員の軍曹殿に引率
 せられて、營門前、郡市別に記した記號板の下に集ま
 る。鳥打帽に縞の羽織、中折に黒紋附、青年訓練所そのまゝの
 服装、雑多な人間が出もしないのに咳をしたり、拳骨で鼻を摩

●●
營門
兵營の門

●●
雑多

いろく

●●
尋問

たづね
きかれる

●●
配當

割りあて

つたり、やたらに着物の前をかき合せたりしてゐる。

八時、係りの軍曹殿から「流行病の發生地を通つた者は居ないか？」「ただいま氣分の悪い者は無いか？」「なにも心配することはない、よく心を落ちつけるんだ」などと、種々の尋問を受けたり注意されたりしてゐる中に軍醫殿が来る。こゝで簡単な検査があり、一同はとにかく營門を潜る。

九時、大隊副官殿が氏名點呼により人員を調査し、これを中隊に配當する。中隊は更にこれを各班に組入れる。

軍服 十時、自分の班に引卒せられると、その寢台に軍服軍帽、靴が澤山並べられてある。上等兵が「サア、自分の身體に合ふか合はないか着けてみる」といふ。

●●
更衣

「かうい
と読む。
きものを
着かへる
こと

衣更が始まる。昔とちがつて、今は青訓のおかげで、みなは要領を得てゐる。上等兵が一々叮嚀に世話をしてくれて、とにかく一人前の兵隊が出来あがる。だが、何となく服がからだに合はなくて妙だ。となりの者と相顧みて笑ふ。

中隊長 十一時『附添人が待つて居るからみんな出て来い。それから家へ返してやるものがあれば持つて出る』

といふので一同がゾロ／＼と營庭に出る。

『やアすつかり兵隊さんになつたなア』と附添人が感心する。中隊長殿が附添人に挨拶をする。

『たしかに皆さんの御子息、御舎弟はこの私がおあづかり申しました。軍隊は一つの大きな家庭でありまして、中隊長は父

●●
營庭
兵營の庭

不肖
おろか者

庇護

かばひ
まほる

教導

をしへみ
ちびく

干城

まもり

班長は母、教官や特務曹長などは叔父さん、二年兵は兄、といふことになりました。不肖私はその父の役に當りますので、今日より、蔭日向ともに庇護教導を致し、あつばれ國家の干城として、君のため國のため、水火尙辭せざる軍人に仕立てることに致します。内情を知らないものは兵營をつらいと申しますけれど、決して人間の耐られぬやうな辛さは絶対にありません。雨が降らうが風が吹かうが、かくいふ私以下、中隊全部、大隊全部その苦勞を一に致すのであります。どうぞ御安心の上も引取をお願ひ致します……』

附添人の中には、一々中隊長殿のお話におじぎをしてゐる人がある。いよゝゝ附添人が歸る。

昂奮
心がたか
ぶつてゐ
る

『氣をつけて』『うちのごことは心配がないから』と、人さまさまの別れの言葉。さすが名残は惜まれる。

入浴と十一時半、はじめての入浴。注意されても昂奮して食事ゐるので自分の靴がわからなくなる。

『何号だ?』上等兵に聞かれる。が番号を忘れてゐる。

『困つたなア!』

中には自分のが無いので知らん顔をして他人のを履いて來る者がある。だんゝ調べられて片々が十七号、片々が二十三号などといふのが現はれて來る。

正午、中食。赤飯に頭附魚、お菓子一袋と密柑五個。

宣誓 ちかひを
 立てる
 署名 自分の氏
 名を書く
 捺印 ハンを押
 す
 違背 そむく
 紹介 ひきあは
 せ

訓辭 かしへ示
 めす
 細密 こまかし
 い
 疾病 びやうき
 清掃 はききよ
 め

宣誓式 午後一時、一同事務室に集合、宣誓式がある。中隊
 と訓辭 長から嚴かに讀法を讀み聞かされ、一人々々誓文帳
 に署名捺印する。各人署名の前には實に左の如く記されてある

誓文

今般御讀聞相成候讀法の條々堅く相守り誓つて違背

仕間 敷候事右宣誓如件

年 月 日

中 隊

宣誓式がすむと、中隊の將校や、教官以下曹長殿ま
 でが紹介される。中隊長殿(大尉)の外隊附中尉殿が
 二名、教官殿(新兵教育掛少尉)一名、特務曹長殿並に曹長殿

各一名である。一個中隊は五個の内務班に分れて居り、各班に
 は班長殿が一名づつ居る。一個班は大体に於て班長(軍曹若し
 くは伍長)以下上等兵二名又は三名、二年兵十名内外、新兵十
 五六名、計三十名内外と見てよろしい。各上官の紹介が済むと
 中隊長殿からこまかしと在隊間の心得に就て訓示がある。
 二時半、身体の細密検査がある。花柳病などに罹つた者はこ
 こから疾兵除隊になる。

御眞影 三時半、屋内體操場が清掃され、正面中央に御眞影
 奉拜式が奉安され、中隊毎に奉拜の式がある。聯隊全部の
 新兵が引き取つても、出口には着劍の歩哨が直立してゐる。や
 がて營庭に暮色の逼るころ、聯隊副官殿(大尉)が恭しく御

眞影を聯隊本部の奉安所にお移し申上げる。

●間食
●あひだ食
●ひ

食事の五時、夕食。四分六分の麥飯、パンといふへんな臭統計食べ馴れぬためと、心の落つかぬためとで、盛れた飯を全滅させる者はほんの僅少である。二年兵は笑つてゐる。「いまに見ろ他人のものまで食たくなるから」と。事實香の物や、お惣菜やお汁などは、下手な料理屋のよりもうまい。飯もうまく出来ると地方の麥飯よりもうまい。入營二日目の夕食後統計を取つて見ると、兵營の食事をうまいといふ者、百人中、七〇人三分、同じくまづいといふ者二九人七分であつた。パンと妙に臭いのも一兩日、馴れてしまへばい、香、間食が絶対に無いので、食事喇叭がまち遠しくなる。

●検分
●しらべ
●平均
●みならして
●みる

財布の五時半、特務曹長殿から財布の検分がある。「財布に検分は必ず緒をつけて置き」と注意される。緒は首から掛けて蝦口を襦袢のポケットに納むるに足るだけの長さを要する。すべてかういふことは入營出發前に用意すべきものである。皆めいゝの名札をつけて事務室の卓上に並べる。以前は二十圓三十圓といふ法外な所持者も可なりあつたが、今では軍隊からの注意もあり二十圓以上なごといふ者は全く無くなつたさうである。今日の入營者中、最も多いのが十圓七十錢、最も尠ないのが二圓二十錢、中隊の平均が一人當四圓三十四錢である。「貯金通帳のある者は出せ」

貯金通帳所有者は中隊中にたゞ三名、中一名は出發の際、青

年團が餞別として金二圓を貯金で贈つてくれたものである。財布は二圓だけ残されて、あとはすべて貯金に廻されて了ふ。

訓辭

をしへの言葉 注意の言葉

要所

だいたいなところ

離脱

はなれる

訓話

六時、第三班で學科がある。訓辭の要所を筆記する。ために小形の手帳と鉛筆が必要である。寢台を片寄せ、卓を積み上げ、中隊全部の兵がギツシリ詰る。

「氣を付け！」上級班長が號令する。教官殿が來られたのである。こゝでも「氣を落ちつけろ、氣を落ちつけんでは何にも解らぬ」といはれる。自分では落ちつくつもりなのだが、如何せん昂奮が納まらずに居る。入營前は、故郷が戀しく、妻ある者などはさぞ戀々の情に堪えないことであらうと考へてゐたがこゝへ來ると一切が自分から離脱して、他に何等の考慮がない。

但しこれはこの昂奮状態が静まるにつれて、やゝ變化するものと思はれる。訓話が約五十分。

點呼(1)

一々名又は番号を呼ぶこと

故郷へ

あと點呼までに一時間ある。この間に守りが手紙をの通信書いたり日記を誌したりする。班内では少しの時間を利用してドン／＼仕事を片づけないと次から次へ仕事に追はれる。一の仕事が片つかないと次の仕事がうまく行かない。入營前、既にハガキに宛名を書き込んで來た手まはし者もある。營内に來てからでは、入營通知も誰と誰へ出さねばならぬかなどと靜かに考へることは少し無理である。

點呼(2)

朝の朝の點呼を日夕の點呼といふ

日 點呼

八時、點呼ラッパが鳴る。一同は各自の寢台前に整列する。上等兵が下調べの番號をかける。

酒保
管内の賣

異状
かはった
こと

週番士
官
一週間又
營の中隊
附士官

班長が来る。上等兵が「氣を付け」をかけて「總員二十八名
事故三名現在二十五名！」と報告する。

「休め！」で、更に上等兵が班長に「事故は酒保一名、中隊
當番一名、炊事一名——異状ありません」と一息に言ふ。班長
が更に番號を探る。週番士官が来る。班長は實にしつかりした
聲で「氣を付け！總員二十八名事故三名現在二十五名、番號！」
を繰り返す。週番士官が歸る。班長が歸る。士官の歸る時は班
長、班長の歸る時は上等兵、何れも精一ぱいに「氣を付け！」
をかける。

消 燈 八時半、冬は八時半が消燈である。寝る前に小便に
就 眠 行く。——「行つてきませアす！」班を出る時は小便

に行くにもこの言葉と帽子とを忘れてはならない。便所が込む
ので悠然と出来ない。いゝ位に済してあたふた歸ると、自分の
班が判らなくなる。どこに行つても同じ構造、まだ誰の顔も覺
えてないのだから困つて了ふ。平氣で他の班などへはいつてす
ましてゐる。

上等兵が「寝方を教へるから集れ」といふので皆集まる。兵
營の寢床は毛布で作る。ちやうど封筒のやうにこさへて足の方
から潜り込む。軍服をキチンと疊んでシャツとズボン下とで
り込むのである。はじめはヒヤ／＼するがその中に温かになる
ミツシリと引き締つて身體が動かない。そこへ消燈ラツパが鳴
る。寝てからは聲を出すことが許されない。萬感胸にせまつて

萬感
いゝおもひ

安眠よく眠る

起床おきるこ

不寝番寝ずの番

なか／＼眠れない。

兵營第一夜の就眠状態しゅうみんじやうたいに就て一個中隊の新兵全部しんべいに就て調べると、安眠あんみんせるもの百人中二七人、安眠せざりし者七三人である。

起床 六時三十分、起床ラツパが鳴る。と不寝番が「起きラツパろ！」と怒鳴る。續いて上等兵が「起きろツ」と飛び起る。同時に一同がパツと起きる。窓掛まどかけが引かれて窓が一齊せいに開かれる。すぐ軍服を着ける。馴れない新入營兵がまだ袴はかまを着け終らない中に「番號！」と、もう日朝點呼にっつうてんこの下檢分したしらべである。上着うはぎのボタンを締めながら一、二、三、四……といそがしい。例の如く、班長、週番士官と點呼が終ると毛布を疊む。それか

長方形四角くて長い形

指揮さしづ

ら上衣うはぎを除つて掃除にかゝる。

掃除と 中央ちゆうわうの、机にも食卓しょくたくにもなる臺だいの上に、長い腰かけ洗面せんめん所に行く。水筒すいとうの中には昨夜入れておいた湯が冷たくなつてゐる。それで口をすゝぐのだ。顔を洗ふにも新入營兵はオドオドしてゐる。時には洗はれないでしまふ事もある。

朝食とど 七時半、朝食。めい／＼に渡された食器しょくきを卓上たくじやうに並鳴り初め べる。二年兵が飯蒸罐はんじやうくわんから無造作むぞうさに盛り渡す。飯蒸罐はんじやうくわんとは金屬製の十六人分じゅうろくにんぶんを入るゝに足る長方形ちやうほうけいの（米を入れて御飯にする）罐くわんである。軍隊の炊事すゐじは兵自身が行る。當番兵

黒人
しろうと
でないこ
この本職
さといふこ

は炊事軍曹の指揮の下に、二ヶ月交替の上等兵が主任で、水の加減に蒸氣の加減、お菜の煮方に鹽加減、それこそ黒人はだしに料理する。

食事始には大きな聲で「戴きましたア」と怒鳴る。終れば又大きな聲で「戴きましたア」と怒鳴る。要するに軍隊は怒鳴のである。

食事が終ると食器を洗ふ。初年兵は二年兵、殊に上等兵の食器を奪ふやうにして洗つてやる。「いゝよ、自分のだけ洗ひ」と言はれても「洗ひます」と取り返してまでも洗ふ。洗ひ終ると布巾で布いて布袋の中へ藏める。

第一装 誰か向ふの方で怒鳴つてゐる者がある。すると各班

作業衣
しごと着

から「あゝい！」といふ聲がして上等兵が飛び出して行く。初年兵には何が何やら解らない。やがて上等兵が戻つて来る。

『八時三十分から入隊式がある。みんな第一装を着けて直に營庭集合』皆が服の着更を始める。服は五通だけ渡つてゐる。第一装、第二装、第三装の甲乙、外に作業衣。それらの軍服は皆一様にキチンと疊まれて棚の上に積まれてある。今日はその第一装の着初である。

入隊式

八時半、入隊式。一個聯隊將校以下初年兵に至るまですべて千三百何十何名、みな一様のカーキ色、二年兵は武装をして初年兵の前列に姿勢を正す。はるか聯隊本部の一隅から「氣を付け」のラツバが鳴り響く。聯隊長の軍刀

がキラリと閃く。

「氣を附けい！ 着けい劍！」

「捧げイ銃！」

ラツバは一齊に「足曳の曲」。この時着劍の護衛兵に護られ
たる軍旗は旗手の手に捧持されてこなたに向ふ。步調整然、た
だ聞くものはりう、唳たるラツバ足曳の曲、たゞ見るものは旭日
にゆらめく聯隊旗、陽は空に晴れ、塵は地に清められ、一脈の
悲壯、吾を襲ふ。

聯隊長

軍旗を中央に据て、聯隊長殿が壇上に「勅諭」を奉
讀する。この場合、初年兵は前方に方形をつくる。

奉讀が終ると「勅諭」は函に納められて聯隊副官が恭しく捧

奉持
さしげ持
つ
整然
そろつて
そろつて
ある

方形
四角形

徹頭徹

尾

はじめか
らおしま
ひまで

股肱

手足

一天萬

變りなき
天下を納
められる

持する。再び聯隊長は馬に跨り一同に訓辭を與へる。

「……軍人の覺悟は常に身命を陛下に捧ぐるにある。等しく
教育とは名づくるも、學校家庭の教育はその基礎を汝の身心を
修むるに置くが、軍隊教育は徹頭徹尾汝の身命を捨つるところ
に基礎を置く。辱なくも陛下は汝等を股肱と頼むと仰せられ
た。上に一天萬乗の大君を戴き、地に悠久不變なる國土を踏む
我々は、直接大日本帝國の護として、この軍旗の下に身命を捧
げなければならぬ……」

訓辭が終ると軍旗は歸る。聯隊長は馬上に舉手注目禮、一
同は「着けい劍、捧げ銃」各將校は「投げい刀」、かくて「足曳
の曲」に送られて軍旗は歸る。

悠久不
變
も變らぬ

要領
要點
大たいの
ありさま

不動の
姿勢
きをつけ
の姿勢
動作
からだの
うごき
厳格
きびしい

舉手注 十時、「初年兵は第三装を着けて營庭に集合」——上
目の禮 等兵が觸れ歩く。ダブ／＼の三装を着けた初年兵に
班長及上等兵が附いて營庭に二列横隊を作る。教官の少尉殿か
ら「舉手注目の禮」について要領を話される。今までは誰に逢
つても平氣で居たが、これからは一々舉手の禮をしなければな
らない。「舉手注目」を覺えるご何だか一かどの兵隊さんのや
うな氣持になる。中學を半途退學したといふ生意氣な佐々木が
昨日隣の班長に「舉手」をやつて喰ひ込まれた。
『貴様は何班だ。そんなことを誰に教へられた。第三中隊の初
年兵はまだ舉手の禮は知らん筈だ。生意氣に知らん事をやるん
ぢやない。』

軍隊に於ては、教へられぬことはやる必要はない。その代り
教へられたら最後、如何なる場合にもこれを實行しなければな
らない。

不動の 「舉手の禮」から「不動の姿勢」そろ／＼と動作が
姿勢 型に入れられる。

『氣を付け！もつと眼を開け。額に皺が寄るほど開け。眼は
精神だ。その精神を開くのだ。……休め！もう一度行つて見
る。皆の眼は死んでゐるぞ。もつと精神に力を籠めて。いゝか
もう一度「氣を付け！」。不動の姿勢は休んでるんぢやないぞ。
何事も姿勢が基礎だ。突撃も姿勢から始まる……休め！』廣々
とした練兵場に連れて行かれて、一人々々に嚴格なる訓練を與

へられる。

敬禮！

午後、急に雪空に變つて寒さが犇々と身にこたへる暖爐はあるが大幅にあたるのは二年兵だけだ。

初年兵は、『こつちへ来てあたれ』と言はれてもソロ／＼出かけて、二年兵の後からちつとばかり手を出す位である。『早く手套が渡ればいしな』と二年兵が言ふ。『手套』とは變な名前だが、これが軍隊の常用語である。軍隊は「手袋」と言はずに「手套」といひ「オーバ」と言はずに「外套」と言ひ「ストーブ」と言はずに「暖爐」といふ。其他「シャツ」を「襦袢」、「ズボン」を「袴」、「ズボン下」を「袴下」といふ—こんな妄想に驅られてゐると、突然「敬禮！」と呶鳴つた者がある。すると二年

常用語

常に用ひる言葉

妄想

さりとめのない考

執務

事務をとること

告辭

しらせ告げる

兵が一齊に直立不動の姿勢をとつた。自分たちもあはて、眞似をする。何だかわからないでゐると、そこへ靜かに中隊長殿がやつて來たのである。班内へはいつ上官が行つてくるか分らぬ上官の見えた場合は、その姿を見出した最初の者が「敬禮ッ！」と令して一同に注意を與へる。令あれば一同は、その如何なる作業たると如何なる執務中たるとを問はず、みな一様に起立不動の姿勢をとり敬禮を果さなければならぬ。

會報

夕食が済んでから「會報」がある。中隊の兵が一つ所に集められ、週番士官若しくは曹長から「告辭」若しくは「命令」の傳達がある、それが會報である。「告辭」の場合は安息な聽方をしてゐるが、命令の場合は「命令！」とい

ふ號令の下に、兵はサツと不動の姿勢を執る。

『會報終り！』で、週番士官が歸る。一同もガヤ／＼自分の班に歸つて行く。

酒保

『酒保から何か買ふものはないか。ある者は今の中に言へ……さて／＼、山田は石鹼だな、藤岡は手帳一冊、よし、あとは無いか？ なに？ 齒磨粉？ 楊子はあるか……まあ待て、錢は買つて來てからでいよ』

日用品
毎日使ふ
品
廉賣
安く賣る

入營後の一二ヶ月は自分で酒保へ行くことを許されない。何品が必要でもすべて上等兵若しくは二年兵に頼むのである。酒保は大體左の如き日用品を廉賣する。

手帳：鉛筆：半紙：塵紙：卷紙：封筒：ハガキ：切手：硯：手拭：ハ

硯箱：毛筆：石鹼：石鹼入：齒磨粉：齒磨楊子。 手拭：ハ

ンケチ：風呂敷：細緒。 卷煙草：刻煙草：煙管：蓑吹

餅：食パン：餡パン：麥薺：饅頭：ビール：酒：スルメ。

學科

六時半から學科がある。學科とは、中隊長乃至教官から主として精神的方面の訓辭訓話を聞くことである。勿論「讀法」「勅諭」「操典」等の讀解問答が骨子である。

教官は名簿を手にして

『野村！ お前の官姓名を言つて見ろ……』

『陸軍歩兵二等兵、野村常吉！』

『返事がぬけた、もう一度！』

『ハイ！ 陸軍歩兵二等兵、野村常吉であります』

讀解
讀み
その
解釋
骨子
中心

●質問
きいたゞ
される

●暗記
そらでお
ぼえる

●支給品
わたされ
る品

『でありますは要らない。鈴木、お前の官姓名は……』
といふ調子である。

次に必ず質問されるものは勅諭の五ヶ條である。他のことは
とに角、入營兵たるものは、必ず勅諭の五ヶ條と、讀法とだけ
は暗記して營門をくぐる必要がある。

●支給品

入營後暫時の間は背囊及び銃、並にその附屬品は渡
されないが、すぐに渡される支給品は左の如きもの
である。

- 軍服—第一裝、第二裝、第三裝（甲乙）、作業衣。以上五着。
- 軍帽—第一裝より第三裝用まで三個。
- 靴—編上（演習用）、單靴、營内靴。以上三種。

●内容
申味

外套…二着。靴下…二足。帶劍、水筒、飯盒、帶革、

卷脚絆…各一。

寢台…附屬品（毛布六枚、藁布團一、敷布二、枕一。）

麻袋…内容（ラシヤ刷毛、洗濯刷毛、靴刷毛、靴油罐、洗濯石

鹼）

燕口袋…内容（鋏、ナイフ、糸巻及糸、縫針二本、帳綴一個。）

食器袋…内容（大小二個のアルミ製食器）

箸入袋…内容（アルミ製箸一組）

手箱…（物品整理箱）一個。

三、軍隊生活

浴槽
湯ぶれ

浴場

浴場は大隊毎に一ヶ所、三個中隊の兵が順に入浴するのである。百五十人位は同時にはいれる。

はいる時、入口のドアを開けて擧手の禮を行ふ。誰にやるといふわけはない。

湯から出て歸る時もやはり浴槽に向つて擧手注目を行ふ。

『地方の垢をすつかり落せ』引率の上等兵がそんなことをいふ。湯氣が濛々と立ち込めて、浴槽の中はまるで戰場だ。初年兵は二年兵に圍まれて、まん中の方に小さくなつて這入つてゐる。

寢臺

鐵製の寢台は山城式といふ。二尺に六尺、高さが一尺五寸。寝る時は毛布でくるんで封筒のやうにこさ

へ、服を取つて足から先へ潜り込む。どんなに動いたつて風一つはいつて來ない。

一週一度の日光消毒。目方が約七十五キロ、これを二階から上下することはなか／＼の苦勞である。

洗濯

『洗濯を教へるから敷布と刷毛と石鹼を持つて洗濯場に集れ……』腕まくりをした上等兵が、敷布に石

鹼を塗つて洗濯刷毛で敏速に擦る。と白い泡が立ち白くなる。ペタリとこんど裏返しにしてまた擦る。

『皆やつて見ろ』——そこで皆が元氣よくゴシ／＼始める。水

敏速
すばやい
こそこ

が及やいのやうに冷めたい。

理 髮

各班にはバリカンが備付である。天氣のよい日に兵舎の裏手が臨時の床店、首つ玉に風呂敷をグル〜巻にして上等兵が刈り立てる。二年兵になると少しは体裁も考へて、日曜の外出先で刈込んだりするが、入營當時の初年兵は殆と素人床屋の手にかゝるのである。

診 断

日夕點呼に異常ある者は申出で、翌朝の診断を受けける手続きをする。診断は毎朝起床時から二時間半位の時間内に行はれる。

軍隊では患者を左の如く取り扱ふ。

一、就業——服薬だけで其の日の業務に就かしむるもの。

異常
かはり
患者
病氣の者
服薬
薬をのむ

輕症

かるい病氣

恢復

なほる

樂園

安樂境

同郷

同じ故郷

一、練兵休——練兵その他一切の勤務を休ませ、靜か班内に休養せしむるもの。

一、入室——輕症患者を收容するところ、三日間以内に恢復の見込ある者を醫務室に設けてある休養室に入れて療養させるもの。

一、入院——衛戍病院に入院せしめて治療を施すもの。

酒 保

酒保は兵營の樂園である。食ふことに於て、飲むことに於て、更に同郷出身者と親しく會合し得る點に於て。

兵營では實に甘いものが食べたい。アンパン、餅菓子など一人で二十個位は平氣で平げる。季節によつてはサイダアもラム

●正宗

お酒の名

●ほまれ

軍隊たばこの名

●假泊

かりにやどる

●粗雑

そまつ

ネもある。そちらでは正宗、こちらでは餅菓子、煎餅にパンに蕎麥に饅飩「ほまれ」の烟を輪に吹いて、さてもにぎやかなことである。

廠 舍

廠舎とは聯隊の兵が行軍演習に出かけて假泊する兵舎である。兵舎とは名ばかり、粗雑な堀立小屋、ただ板を並べた上に藁を敷き、その上に毛布をおいて雑居寢をするところである。こゝに一週間も假泊すると随分不自由を感ずるが、しかし又廠舎には廠舎の特別味があつて面白い。殊に愉快なのは、野天に開かるゝ夏の酒保である。星がキラめく。月が出る。詩吟、なにはぶし、軍歌、力一ぱいに歌つてさわぐ。

●野天

野外

●筆跡

書いた文字

●技

わざ、しごと

●愛護

大切にす

習字と 一週に二回、日を決めて習字がある。同時に作文の練習がある。兵は皆熱心に練習する。その作文はそのまゝ故郷への便となり、友へへの通信となる。事はまことに實際的である。だから上達の割合が非常に速い。過去に於ける学校の綴方は他力であり、現在に於ける兵營の作文は自力である。更にこれを譬ふれば学校のは演習、兵營のは實戦である。その致す力に身が這入るところから、筆跡も文章も全く變化する。

武器手入

その技に秀づる名工はその鑿、刀とを、その道に巧なる茶道家はその器物を、劍客は太刀を、音樂師は樂器を、床屋は剃刀を皆めいゝに愛護し秘藏する。即ち自己とそのものを結びつけるのである。謂更へれば自己の全精神

秘藏 だいにじに おく
駿馬 すぐれた 馬
即す ついて

をそのものに打ち込むのである。軍人がその武器を愛護するの
も將にこれに等しい。

入營三週日程にして三八式歩兵銃が中隊長殿より一々手渡し
せられ、同時に背囊も渡される。持つて見るとなか／＼重い。
銃の目方が四キロ弱、背囊背負つて武装すれば、全體の重量が
約二十六キロである。今までは帶劍だけの教練であつたが、こ
れからはいよ／＼本當の稽古である。

騎兵の生命は駿馬にある如く、歩兵の生命はその銃にある。
而して「歩兵は軍の主力」だと示されてあるところから見れば
歩兵の銃は將に一軍の生命である。だから、この根深い意味に
即して、銃にはそれ／＼陸下の御紋章が附してある。

尖端 一番のさ
銃腔 銃の穴 | 道の通る
検閲 しらべ見

軍隊で銃の手入ほどやかましいものはない。「銃は兵の魂な
り」朝起きるとから夜寝るまでの間、苟も暇さへあれば必ずそ
の手入を怠らない。行軍や演習に疲れきつて、死ぬほど辛い
時にも、銃の掃除を行わずに寝て了ふといふやうなことは斷じ
てしない。銃器の掃除は、油布で銃身や刀身を拭き、眞鍮の洗
矢の尖端に布をつけて銃腔内を拭きとるのである。

上等兵 第一期検閲が終る。これで四月からは一人前の兵隊
候 補さんである。検閲がやかましいので終ると一同がホ
ツとする。助教であつた下士や助手の上等兵までが「重荷が下
りた」と安心する。これからは氣候もよい。兵營生活も樂にな
る。

慰勞

なぐさみ
いたはる

理想

最もよき
未来のお
もひ

強制

いやでも
さうさせ
る

尉勞休暇の二三日が済む。四月一日にはいよいよ上等兵候補者氏名が発表になる。

「同じ二年を暮すならば上等兵に」といふ理想は誰も頭の
あることではあるが、さて候補時代の苦しさは、知らない者に
は想像もつかないことである。手紙を書く暇は愚煙草をのむ暇
朝起きて顔を洗ふ暇さへ無いことがある。これが地方であれば
眠むいのを忍耐して、他人の寝た後で仕事を片附けるといふ自
由も利くけれど、兵營はどんなに仕事が遅れやうが、どんなに
時間が不足だらうが、起床時に起き消燈時に寝なければならな
い。「私はまだ寝られない」そんな我儘は許されない。寝るのも
強制である。

若干

いくらか

後半

あこの半
分

回想

ふりかへ
つて思ふ

連日連

夜

毎日毎夜

上等兵

かくて入營六ヶ月にして一等兵一年にして上等兵。
上等兵となれば、床の上げ下し、靴磨、銃劍其他一
切の支給品手入に至るまで、初年兵が皆進んで行つてくれる。
舍内週番と衛兵勤務が三週間に一回位、歩哨に立つ苦勞は要ら
ず、しかも若干の兵を指揮するの權能を有する。初年兵入營の
當時こそ手古舞の忙がしさを見なければならぬが、それも忽
ちの中に消え去つて、兵營生活の後半を愉快に送ることが出來
る。併し、その修業兵時代を回想すれば、實に「つらかつた朝
夕」を今更に思はせられる。——起床から消燈まで、連日連夜
寸分の隙なき特別修業、朝と夕とは銃劍術の間稽古、その間に
暇があれば器械體操の特別修練、班に歸れば班内の公用一切の

公用
おいやけ
の用事

脚部
兩足

受持ち、他人が酒保に遊ぶ時も尙ほ特別の學科に腦隨を絞らなければならぬ。野外演習に斥候、傳令、勤務は普通兵と同じく、それでゐて何もかも「修業兵々々々」と言つけられる。時に身心の疲れと脚部の痛みとに階段が上れず、四ツ匍ひになつて班に歸ると「修業兵、これから第三班に於て學科だ」と命令が来る。へト〜になつた身體に力を入れて、背囊を下し彈藥盒を取る。夕食を濟すと銃器の手入を残して第三班へ學科に行く。凡そ世の中に吾が上等兵候補者ほどの猛烈なる鍛鍊を行ふものはあるまい。かくて過ぎ行く八ヶ月、候補二十五人の中から十五人の上等兵が選まれる。あゝ肩章の星三ツ！ これこそひそかに過去の我が難業苦業を語る譽の章である。

風流韻

事

あそびごと

嚴冬

寒さきびしい冬

酷熱

きびしい熱さ

肅々

静かなるさま

行軍

春は花に、秋は月に、擧げて風流韻事に親しむはこれ世俗の習。冬は嚴寒に、夏は酷暑に、擧げて身心の鍛鍊に赴くは、これ武夫の習。嚴冬の候は「耐寒行軍」酷熱の季は「耐熱行軍」、肅々と夜河を渡る「夜行軍」、白皚々たる中の「雪中行軍」、敵を追ふての「強行軍」、何れ二十六キロの武装を身に着けての長距離行軍、殊に夏は炎熱地上に渦を巻いて、瀧のやうな汗が全身をグシャ〜にする。「第一鈕を外せ！」「第二鈕を外せ！」「流石に行りきれないので寛大な命令が下る。負革が肩に喰ひ入り、背囊で脊中が擦れる。一時間に十分の休憩がどんなに待たれるか、中食後の一時間休憩がどんなに有りがたいか。冬は冬とて銃を持つ手が凍て指先に知覺が

白體々

ま白く雪の積つたさま

第一卸

一番上の卸

寛大

ゆるやか

休憩

やすみ

なくなる。耐熱行軍など馴れない初年兵からは落伍者が續出する。

軍旗祭

軍旗祭は聯隊が始めて軍旗を親授された日を記念するため祝賀日である。在隊間に、これ位衷心からの樂みば珍らしいと言つてよろしい。營庭の中央に設けた祭壇に安置せられた軍旗に向へば、轉心中の躍動を覺える。雨に風に、幾多の勇將猛卒がこの軍旗の下にその生命を堵して働いたことであらう。

聯隊は軍旗を前に壯嚴なる分列式、正午からは各中隊が腦漿を絞つて拵へた作り物、山車、芝居、浪花節など。相撲が一番の人氣。地方人の接待には、しるこにおでんに團子、それはそ

落伍者
隊伍を離れるもの

親授

親しく授ける

祝賀

いはひ

在隊間

隊にある

れは賑かな大祭、夕食ラツバに見物人が歸ると、夜は營内の大宴會、飲めや歌への無禮講、百日の苦しみを一日に落して、日夕點呼に消燈ラツバ、寢臺に潜ぐると夢は極めて安らかである

四、營内心得

營内一撇 ○朝は起床ラツバが鳴つてから起きること——。と
的心得 もすると初年兵は間に合はない心配のあまりラツバ前、一二時間も早く起きて、こそつと銃器の手入や洗濯などを
行つたりするが、第一これは他兵の安眠を妨げ、自分の健康を
害することになる。のみならず、若し衛兵司令にでも見つかれ
ば、それこそ酷い小言を食はねばならない。初年兵だとして何も

衷心しんしん 心の中心しんしん 轉てん 躍動やくどう 壯嚴さうげん 腦漿のうじょう 腦みそ 焦慮せうりょ あせる

時間的にさう心配焦慮しんぱいせうりょしなくとも、他人ひとの行なることをその通り行なつて行なけば決けつして人に遅おそれるといふことはないのであるからこんなことはやらぬやうにする。一度やると、どうしてもやらないではゐられなくなるせがつく故、はじめから行ならぬこと
○營内生活は極めて秩序的てつてきに出来てゐるのであるから早く一日いちにちの生活順序じふしじよりやうじくを領得りやうとくして、心を落ちつけ、氣をゆるやかにしてキチン／＼と仕事を一方から決きめて行くやうにしなければならぬ。若しウロ／＼して一つの仕事に遅おくれをとると、次々と來る仕事に手古舞てこまひを演えんずるやうになる。時間的な軍隊で仕事に追はれ始めると、さうでなくてさへ頭かたまの混亂ごらんしてゐる初年兵はグツと逆上のぼせて了しまふ。逆上のぼせると仕事か滅茶苦茶めっちゃくちやに見える、さうな

秩序てつじ 順序正しじゆんじゆせいし 混亂ごらん 午睡ごすい 處罰ちふつ 辨償べんじやう 返すかへす

らないやうに早く自分おのれの心を落ちつけなければならぬ。
○起床きしやうから日夕てんこ點呼てんこまでは、寢臺しんだいの上に腰こしを掛かけたり横よこになつたりすることは出来ない。ただ寢臺しんだいに就ついて休やすまれるのは、一般の休日、夜間勤務やかんきんむの翌日よくじつ及暑中おとびしやうちゆうに午睡ごすいを許ゆるされた場合に限かぎる。
○兵器やその他の物品を不注意から毀こすとか紛失ななくすとかした時は相當さうたうの處罰ちふつを受けなければならない。又場合あひによつてはその代價だいかの全部ぜんぶ、若もしくはその一部を給料きつりゆうの中から辨償べんじやうさせられることもある。
○兵營へいえいに於おては、たとひ針はり一本でも「紛失ななくしました」では通とほらない。雑巾ざうきんや箒木ほうきの類るいでも壊これるのなら如何いかにに壊これても差支さしつかへ

軍規 軍の規律
 犯罪 つみ
 嫌疑 うたがひ
 懲戒 こらしめ
 口頭 口頭
 口言葉

ないが、その形を亡失してしまふことは出来ない。これが兵士の苦しむところで又軍規の決まる第一基礎である。

○犯罪の嫌疑ある者を、私に——即ち個人的に——懲戒したり糾問したりすることは出来ない。

○物品を遺失したり紛失したりした場合は直に班長に届け出なければならぬ。それを発見又は拾つた時も同じである。届けるのは口頭でよろしい。

○軍隊は平時の生活に戦時の生活を錬磨するものである。被服の一寸した修理を自分で行ふことも、水の使用を節約するのにも、歩哨の任務が重大視されるのも、何れ實戦場を思ふての修練だからである。兵は常に「戦場」に在る氣分を失ふてはならぬ。

錬磨 錬磨
 修理 つくろひ
 節約 つづまや
 重大視 おもくみ
 採光 採光
 明らかり

○たとへそれが無邪氣な娛樂の爲めであらうとも勝負に金品を賭けることは嚴禁されてある。若しこれを犯せば陸軍刑法に觸れる。

○兵舎の窓は採光と空氣流通のためにのみ出来てゐる。そこから水や墨水を捨てたり、物品を投げたり、窓に物を干したり又は腰を掛けたりしてはならない。フト自分を忘れて窓に頬杖などをつき、營庭巡視の上官に見つかつて、嚴しい叱責を受けたりすることがある。

○班内を額や軸物や活花などで裝飾することは出来ない。又小鳥や獸を飼養することは許されない。

巡視 叱責 装飾 飼養 貸借 贈與 へる

嚴禁 單行本 抄略 嚴肅 吹奏 吹きなら

○金錢の貸借贈與は嚴禁されてある。

○許可なくして物品を營内に持ち込んだり、又妄に官給品を營外に持ち出すことは出来ない。

○兵書以外の新聞雜誌單行本等を讀むには許可が要る。

若し兵書以外に讀みたい本があつた場合は、班長に申出でて中隊長から許可を受けなければならぬ。

以上は、簡略に日常の心得を列舉したものである。尙大切な心得でこゝに掲げないものは本書の何處かに説いてある筈なので態と抄略したものである。

風紀 ○風紀衛兵の任務は、軍紀風紀の取締、營門出入者衛兵の監視、定時刻に於て營中課の諸號音を喇叭によ

り吹奏する等であつて、軍装を以てその服裝とする。

○風紀衛兵には一名の司令がある。衛兵司令といふ。司令は通常下士を以てこれに當てる。

○歩哨も風紀衛兵任務の一である。歩哨は衛兵所から出る。

○衛兵交代には持にその引繼を嚴肅ならしめるため相互敬禮の際に喇叭の吹奏がある。

○風紀衛兵所は表門を這入るとすぐにある。こゝにある間は銃及背囊を順序正しく整頓して、事あらばすぐに役立つ準備をしておかなければならない。

○風紀衛兵は、たとひ休息の場合と雖も、本を讀んだり自由にそこを離れたりすることは出来ない。

哨所 歩哨の場
理由 わけがら
任務 つとめ
端然 正しいこと

歩哨 ○營内に於ける歩哨の任務は、軍旗、營門、營倉、彈藥庫、被服庫等を護衛するためである。服装は軍装を以てこれに當る。

○歩哨は如何なる事があつても其の哨所を離れることは出来ない。若し自分勝手に其の位置を離れたりすると、その理由は如何に善良であつても、直ちに軍法會議に廻されて罪せられる。○歩哨は一、二等兵の任務である。一哨毎に三名、大體に於て一時間交代である。

○歩哨に立つ者の軍装は特に端然たることを要する。○歩哨の任務は重大であると同時に、その權威も大なるものである。『止め！』の一聲あらば如何なる階級にある者も歩行

外來 外から來る

守則 守るべき規則

を停止しなければならぬ。

○もし歩哨が居睡を發覺されたとすれば、直ちに軍法會議に廻される。

○營門歩哨は外來人に對して相當の敬禮を表すると同時に、その用向により衛兵司令に通達する役目を持つてゐる。

○歩哨はその哨所に依つて特別なる守則があるが、營門歩哨が其の通行を許すべきものは左の通りである。

- 一、指揮官に引率せらるゝもの
- 二、准士官以上及び其の隨從者
- 三、下士以下にありては、軍隊手牒、公用證、外出證、外泊證を所持する者

- 四、憲兵、傳令使及び郵便電信を配達する者
- 五、門鑑を所持する者

(註) 公用證とは、公務のため營外に出づる時に渡される焼印附の木札、外出證とは外出の許可證で、これも焼印の押された木札である。外泊證は證書(厚紙)になつてゐる。

異變
かはつた
こと

非常呼集 ○非常呼集とは、何か大なる異變のあつた場合に、火災呼集 火災呼集とは營内若しくはその附近に出火のあつた場合にラツバにより呼び集められることを云ふ。

○非常呼集の時は將校以下兵器を携へ、歩兵及び工兵は舍前に整列、その他は各自任務の排列に就き、狼狽へずに命令を待つのである。火災呼集の場合はそのまま直ちに集合すればよろ

しい。

火災の豫防心得は左の如くである。

喫煙
たばこを
のむ

○喫煙は舍内に於ては一定の場所たるべきこと。(即ち廊下若しくは窓縁乃至寢臺の上などの喫煙は確く禁ぜられてある。

舍外に於ても、彈藥庫、火藥庫、兵器庫、被服庫、氣球庫、厩馬糧庫、薪炭庫等の附近は嚴禁されてある。

所定
さだめた
ところ

○莢の吹殻、マッチの燃殻等は必ず火の氣を無くした上に舍内は火鉢、暖爐等所定の場所、舍外は火災危険の無い場所へ捨てなければならぬ。

○蠟マッチの如き、發火の速なるもの及び其の他發火の危険あるものを所持してはならない。

●接近
●ちかよる

○裸火はだかひを使用ししてはならない。又燈火あかりを所定じよていの場所以外いぐわいへ持ち運もんではない。

○危険きけんの恐おそる火取ひとりで火ひを持ち運もんだり、蓋ふたのない火取ひとりで舍外せがいを持ち運もんだりしてはならない。

○暖爐だんろ及び火鉢ひばちに接近せつしんして、薪まき、炭すす、石炭せきたん、油類あぶら、紙屑かみくづ籠かご等を置おいてはならない。

○暖爐だんろに紙屑かみくづを焚たいてはならない。

○暖爐だんろの蓋ふたを取り、又は焚火口たきびくちを開あけ放はなしたまゝに焚たいてはならない。

○火鉢ひばちは消燈後せうとうご、一定じやうていの場所ばしょに集あめておかなければならない。

○演習えんしゆに出でた後ご、又は消燈後せうとうごは能よく火ひを消けし、その炭すすは必ず

所定じよていの場所ばしょに捨すてなければならぬ。

火災くわいと 消 防せうぼう ○軍隊ぐんたいには消防隊せうぼうたいが編成へんせいされて、常じょうにその消防演習せうぼうえんしゆ

居合いあせた總すくての者ものは、その服装ふくさうの如何いかに拘からず、速すみに駆かけついで消防せうぼうに盡力じんりきしなければならぬ。

○若わし自みづか分の過失くわしつから火ひを失しつた場合ばいなどは、決かして隠かくし立たてをして自みづか分ぶん一人ひとりでこれこれを消けし止とめやうなどと考かんがへてはならぬ。

心得こころえは左ひだりの通とほりである。

○消防隊せうぼうたいはそのまゝの衣袴えこにて所定じよていの場所ばしょに集あ合あひ、消防隊せうぼうたい司令しやうめいの指揮しきを受うける。

●盡力
●力をつくす

延焼
もえひろ
がる

馬具
馬の道具

着脱
きること
ぬくこと
混同
まじる
貴重品
たいじの
品
静肅
しづか
吟歌
歌を唄ふ

○委員附下士、兵士、當番は、各受持の場所に赴き、その他の者は兵器を携へ所定の位置に集合し指揮を受ける。

○居室から出火の場合は、集合することなく、各自、兵器、非常持出書類、被服等の順序に舍外安全の地に持ち出すこと。

○軍旗、御眞影、勅諭等に延焼の虞ありて、上官の指圖を待つ違なき場合は、その歩哨は勿論、その附近に居合す者は、誰彼に關はらずこれを安全の場所にお移ししなければならぬ。

○厩に延焼の虞ある場合は、まづ馬に水勒を着け、安全の地に牽き出し、しかる後に、馬具、厩具等を持ち出すこと。

○但し火急の場合で馬を牽き出す事の出来ない時は、寢張綱を解くか或はこれを切り離して救ふのであるが、この場合、馬

を營門外に出さぬやうに、注意しなければならない。

入浴の心 得節によつて二日に一回位のこともある。

入浴の規定左の如し

○入浴時間は概ね十五分を限る。

○被服の着脱は浴室内に於てし、他人のものと混同せざるやう注意すること。

○財布、時計、其他の貴重品は決して浴室内に持ち行かざること。

○入浴中は静肅を旨とし、吟歌高聲其他々人の迷惑となるが如き行爲を慎むこと。

患者
病人
遵守
まもる

○浴場に於て被服を洗濯せざること。又浴槽の中にて石鹼を
使用せざること。

○トラホーム、皮膚病の患者は徳義を重じ、最後に入浴する
か、或ひは定められたる規定を遵守すべきこと。

○規定時間以外に入浴せんとする場合は、班長の証明を得て
浴場に赴くべきこと。

外 出 ○初年兵の最初は多く外出を許されない。いまいで
規定 自由の天地に自由にしてゐたものが、急に兵營内に
閉ぢ籠るのであるから、その外出許可がどんなに嬉しいもので
あるかは、一たび兵營の門を潜つたものでなければ味ひ知るこ
との出来ない心もちである。

○外出は勤務に差支へのない限り、本人の希望によつて、そ
の休日に許可せられるのである。

○兵の一般外出は朝食後から夕食時間まで、下士は日夕點呼
までこれを許される。

○外出者もなるべく外で食事をせず、兵營に歸つて食べるや
うにする方がよいけれども、若し兵營で食事をしない考で外出
する時はその旨班長まで申出でておかなければならない。

○己を得ず晝食に歸ることの出来ないものは、その前の日の
夕食までに班長に届けておいて、外出の際に辨當を貰ふことが
出来る。

○一般休日の外出者は、班長から各自の軍隊手牒を受け取つ

携行
もつて行

歸省
うちに歸

て外出し、歸營した場合は直ちに班長に返納しておかなければならない。

○臨時外出をしたい者は、届書を認め、班長を経て中隊長に願ひ出なければならぬ。

○外出の際は所定の服装をなし、外套を携行する時は、巻いて左肩から右脇下に掛ける。

○雨か雪か、若しくは道路の泥濘ときは、必ず脚絆を附けて外出すべきである。

○旅行又は歸省を許された者は必ず外套を携行し脚絆を着ける。公用を帯びての外出にも亦脚絆を着ける。

○營門出入の際は、外出許可の證として軍隊手牒、公用證、

外出證、外泊證等を歩哨に示めさなければならぬ。

○日夕點呼から、翌朝の日朝點呼までの間に營門を出入する者は、衛兵司令に、外出免許證を示さなければならぬ。

○物品を營外に持ち出さうとする時は、週番士官から物品持出證を受け、營門を出る時歩哨に渡し、その物品と引合はせて貰はなければならぬ。

○汽車か汽船の割引證を貰ふ場合は、班長を経て曹長に願出づるのである。

◇附

○休日に勤務が當つてもその代日休暇は與へられない。

●技術熟達
腕前がすぐれてゐる
●家計
くらしむ
●飲食
食事せぬこと
●情況
ありさま

○演習、行軍、檢閲等のために、一般に休日を廢した場合は特に聯隊長がその代日休暇を與へることがある。

○休日々數が一日以上に亘る場合は、勤務に差支のない限り品行方正、勤務勉勵、技術熟達の者にして、旅費その他家計上に妨げがないと認められた時は、特に聯隊長はその歸省を許すことがある。

○定例休暇、請願休暇の場合は、その缺食しただけの不食料が支給される。

○二十四時間以上の外出を許された者には外泊證が與へられるから、無くさないやうにしなければならぬ。

○聯隊によつては、その地方の情況により、特に農繁の季節

●農繁
農事いそがし
●休養
やすむ
●明瞭
はつきり
●面目
体面
●街路
町中の道

に、一週又は二週日の歸省をさせることがある。この歸省はその家庭の手不足を補ふためのものであつて、休養の意味は少しも無い。歸省を命ぜられた者はより熱心に働いて歸らなければならぬ。

●外出
○外出先に於ては、服装を正しく、姿勢動作を嚴肅心
●心得
に、歩行は活潑に、言語は明瞭に、何處までも軍人としての面目を保つことに心掛けなければならぬ。

○街路は左側を通行し、人道、車道の區別ある所は嚴にその區別を守り、數人同行の場合はなるべく併行して歩かぬやうにし、上級古參者の歩調に倣ひ、その左側について歩くのである。○袴のカクシに手を入れるが如き惰弱の態度を執つてはなら

●人道 人の歩く道
●車道 車の通る道
●併行 ならぶ
●古参者 自分より古いもの
●公衆 一般の人々

ない。

○殊にホツクやボタンはきちんと掛つてゐなければならぬ。また雨雪の無いのに、外套の頭巾を冠ることはいけない。

○軍服を着てゐるからなどと威張つた態度を執つてはならない。公衆に對しては出来るだけ優しく、殊に老幼婦人には、道を與へ座席を譲り、何ごとも親切に振舞はなければならぬ。特に公園、劇場、その他群集の場所にあつては、一層その言行を慎しまなければならぬ。

○外出途上は上官に缺禮なきやうに絶えず氣をつける必要がある。

○禁止區域、若しくは禁止された飲食店遊戯場等に立ち入つ

●老幼 子供
●群集 人のあつまり
●言行 ことば行
●缺禮 禮を缺く
●禁止區 禁じられた場所

てはならない。また軍人の品位を傷けるやうな品物を携行してはならない。

○たとひ用事がなくも、ブラ／＼歩きをしてはならない。殊に酒氣を帯びてゐる時は一層の注意を要する。

○外出中、非常な事件、又は兵營乃至その附近に火災ある事を知つた場合は直に歸營しなければならぬ。

○外出先に於ては、よく飲食に注意し、殊に暴飲暴食を慎しまなければならぬ。

○外出先の事故から歸營時間に間に合はなかつた場合はその事情により、市町村長、憲兵、警察官、驛長、船長等の證明書若しくは醫師の診斷書を受け、歸營後直に届け出でなければならぬ。

暴飲 飲むに
 暴食 食ふに
 事故 故障
 虚禮 虚その禮

らない。

敬禮の ○禮は心を基本とする。いかにその形式に於て型に
 心得 適つてゐても、心に禮敬の念が無ければそれは虚禮
 である。

○殊に軍隊は規律嚴肅、官職の級階制度が極めて嚴重である
 から、その敬禮も極めてやかましく言はれてある。而も軍人の
 敬禮は、人間相問の禮といふことよりも、その人の所有する官
 職に對する禮敬である。だから他の社會に於いては如何なる場
 合と雖も、敬禮を缺けるために罪せられるといふことは無いが
 軍隊に於てはこれを罪に問ふのである。軍隊の敬禮は當に軍規
 軍律の具體化したものと見てよろしい。

相互 お互ひ
 所有 持つ
 具體化 形が無
 端麗 正しく麗
 美しい

○軍人は何れの時、如何なる場合を問はず、上級者に對して
 は敬禮を行ひ、上官はこれに答禮すべきである。

○同級者は相互より互に進んで敬禮を交換すべきである。

○夜間又は距離の遠いため、上下の見分がつかない場合、若
 しくは同級者である場合は、先自ら進んで敬禮を致すべきであ
 る。

○上長官に對してはその知ると知らざるとに係はず後姿
 に對しても敬禮を嚴格にすべきである。

○敬禮はその姿勢に於て最も端麗嚴肅たることを要する。こ
 れ姿勢は赤心の表明であるからである。

○敬禮は最も軍紀に關係をもつ。一人の敬禮はその所屬中隊

の軍紀を代表するものである。軍人は常にこの心を念頭から離してはならない。

○禮敬の形式が悪ければ上官は再三これを正さしめることがある。缺禮すれば罰せられる。

敬禮には、室内敬禮、室外敬禮、衛兵の敬禮、歩哨の敬禮等種々なる規定があるが、こゝにはこれを省くことにする。

敬稱及呼 殿下 閣下 殿
○軍隊に於て用ふる敬稱は左の四種である。

敬稱
敬ひ用ゆる言葉
●皇太后
●天皇の御母

- 「陛下」は天皇、皇后、皇太后に用ふ。
- 「殿下」は皇太子、皇太子妃及び皇族に用ふ。
- 「閣下」は將官並に同相當官に對して用ふるもので、何々

師團長閣下、又は單に師團長閣下、或は何々少將閣下といふが如きである。

○「殿」は將官以下の上官に對して用ふるもので、何々聯隊長殿又は單に聯隊長殿、何々中隊長殿、又は單に中隊長殿（その他、週番士官殿、班長殿等）の如きものである。

○上官が下級者を呼ぶには、其の姓と官名、姓と等級、又はその姓だけをを用ふる。川村中隊長、町田少尉、塚本上等兵、秋山、鈴木等の如きである。

○軍人は、上級者に對して自己を呼ぶのに、私、自分なごいふ自稱代名詞は使はない。何れも自分の姓、若しくは姓と官職名を呼ぶのである。例へば「私は」といふべきところを、「岸本

は、「山田軍曹は」、「吉村上等兵は」といふが如きである。

五、軍隊知識

●單位
一つの基

●固有
もちまへ

●性能
能力

●習得
めらひ修

軍 隊 ○兵營は中隊が一つの單位となり、軍人精神を錬り
組 織 身體を鍛へ、武技を習ひ、各兵科固有の性能を習得
するところである。

○中隊が集つて大隊となり、大隊が集つて聯隊となる。聯隊
はまた一つの單位である。

○聯隊が集まつて旅團となり、旅團が集つて師團となり、師
團が集つて軍となる。

●區分
區ぎり

兵 營 ○兵營とは、一つの聯隊又は大隊が別個の區域をな
兵 舎 して造られてあるその建物及びそれに附隨するすべ
てのものを指していふのである。

○兵舎とは兵營の中にある各中隊の建物をいふ。

○兵營内の建物は、聯隊本部、大隊本部、兵舎、衛兵所、炊
事場、酒保、浴室、倉庫、厩、砲廠、車廠、工場、將校集會所
下士集會所等である。

○兵舎は次のやうに區分されてある。中隊長室、中隊事務室
將校室、下士室、兵室（内務班といふ）食堂、豫備室、營倉、
物置等。

○中隊長室は中隊長だけの室である。

未決
いきまらな

寝具
ふとん、枕
等の寝具

○將校室は中隊附士官の室である。
○中隊事務室は、中隊長を主に、特務曹長、曹長を中心として各掛り／＼の下士又は上等兵が事務を取扱ふところである。
○下士室は、下士の居室であり、またその事務室である。

營倉

○營倉とは兵營に於ける罪人を入れておく室のことであるが、轉じてその罪にも名づける。
○重い罪は陸軍刑法に問はれるが、その未決者及びそれまでに至らぬ罪人を懲めのために入れておくのが「營倉」である。内部は太い角柱の格子造で、夏は暑く、冬は寒い。

○營倉の罪には「重營倉」と「輕營倉」との二つがある。
○「輕營倉」の罪に問はれたものは、寝具も與へられ（夏は

營房

蚊帳も與へられる）食事も並通であるが「重營倉」になると、蚊帳その他寝具類は一切與へられず、食事も飯に鹽だけである。
○輕營倉の者は時に入浴を許されることがあるが、重營倉の者は許されない。

○營倉は原則として一人一房である。
○營倉の各房入口には、そこに入れられてあるものゝ隊號、官、等級、氏名、重輕の區別等を記した名札を掲げる。
○營倉入の者は公務の外面會は許されない。
○營倉の入口には衛兵所からの歩哨が立ち、出入者及び出し入れものは特に厳しく検査をする。

○時に間違つた同情から、營倉の兵士に、ひそかに、菓子、

娛樂
たのしみ
あそぶ

弊害
害になる
こと

煙草などを差し入れたりとすると、差し入れた者も、差し入
れられた者も共に規則違反の罪に問はれる。

集會所

○將校集會所は、ある時は娛樂のため、ある時は會
議のため、ある時は研究のため、ある時は飲食のた
め、各中隊の將校（少尉以上）たちが必要に応じて集るところ
である。

○下士集會所は各中隊の下士（特務曹長以下伍長まで）が會
合する所であつて目的は將校集會所に同じい。

○下士集會所は大概酒保の二階につくられてある。即ち下士
が飲食する場合、兵士と同一にしては種々なる弊害が伴ふため
下士の飲食は下士集會所に於てなさんがためである。

各兵科 ○陸軍の「兵科」及び「部」は左の通りである。

兵科

- 憲兵科
- 歩兵科
- 騎兵科
- 砲兵科
- 工兵科
- 航空兵科
- 輜重兵科

- 經理部
- 衛生部
- 獸醫部
- 軍樂部

○戰車兵は歩兵科に屬す。

○砲兵科には左の砲兵を含む。

野砲兵、騎砲兵、山砲兵、野戰重砲兵、高射砲兵
重砲兵。

○飛行兵、氣球兵は航空兵科に屬す。

○自動車兵は輜重兵科に屬す。

○縫工、靴工は經理部に屬す。

萌黄
みどり
かつた
色が黄

各兵科 〇各兵科及び部の襟章の色は左の通りである。

色別 〇憲兵(黒) 〇歩兵(緋) 〇工兵(鳶)

〇騎兵(萌黄) 〇砲兵(黄)

〇航空兵(淡青) 〇輜重兵(藍)

◇經理部(銀茶) ◇衛生部(深緑)

◇獸醫部(紫) ◇軍樂部(紺青)

〇部隊は襟の數字によつて區別する。

〇各兵科の帽章は星、但し近衛師團(東京)に限り將校以下の帽章は櫻の上に星がついてゐる。

陸軍 〇師團の配備(略表)は左の通りである。

近衛師團
(東京)

近衛步兵第一聯隊	近衛騎兵第四聯隊	近衛騎兵第十三聯隊	近衛騎兵第十四聯隊	野戰重砲兵第四聯隊	近衛工砲兵第八聯隊	近衛輜重兵大隊	鐵道輜重兵第一聯隊	電氣通信第一聯隊	飛行球第五聯隊
(東京)	(習志野)	(習志野)	(習志野)	(下志津)	(東京)	(千葉)	(千葉)	(習志野)	(千葉)

〇習志野(千葉縣)
〇下志津()
〇立川(東京府)

三 第 名)	團 師 二 第 (臺 仙)
步兵 第六聯隊 (名古屋) 步兵 第十聯隊 (豊岡) 步兵 第十四聯隊 (岐阜) 步兵 第十八聯隊 (名古屋) 步兵 第二十二聯隊 (豊橋)	步兵 第十四聯隊 (仙臺) 步兵 第十九聯隊 (新發田) 步兵 第二十九聯隊 (高田) 騎兵 第二聯隊 (仙臺) 野砲兵 第二聯隊 (高田) 獨立山砲兵 第一聯隊 (高田) 工兵 第一大隊 (仙臺) 輜重兵 第二大隊 (仙臺)
○豊橋 (愛知縣)	○若松 (福島縣) ○新發田 (新潟縣) ○高田 (〃) ○村松 (〃)

國 師 一 第 (京 東)
步兵 第一聯隊 (東京) 步兵 第三聯隊 (〃) 步兵 第四十九聯隊 (甲府) 步兵 第五十七聯隊 (佐倉) 騎兵 第一聯隊 (東京) 野砲兵 第一聯隊 (習志野) 野砲兵 第一聯隊 (東京) 騎砲兵 大隊 (國府臺) 野戰重砲兵 第一聯隊 (〃) 第七聯隊 (〃) 橫須賀重砲兵聯隊 (横須賀) 工兵 第一大隊 (東京) 輜重兵 第一大隊 (〃)
○甲府 (山梨縣) ○佐倉 (千葉縣) ○國府臺 (〃) ○横須賀 (神奈川)

團師六第 (本 熊)	團師五第 (鳥 廣)
輜工野騎〃〃〃步 重 砲兵 兵 兵 兵 第第第第第第第 六六六六十五十三 七五三二 大〃〃聯〃〃〃聯 隊 隊 隊 隊 隊 (〃〃〃熊大鹿都熊 本分島城本)	輜電工野騎〃〃〃步 重 信兵兵 兵 兵 兵 第第第第第第第 五二五五五十一十 二一 大聯大聯聯〃〃〃聯 隊隊家家家 隊 (〃〃〃〃廣山福濱廣 島口山田島)
○大 _{おほ} 分 _{いた} (大分縣)	○濱 _{はま} 田 _だ (鳥根縣)

團師四第 (阪 大)	團 師 (屋 古)
輜工深野騎〃〃〃步 重 山砲兵 兵 兵 兵 第第砲第第第第第第 四四兵四四七六三 十十一十七八 大 大 聯 聯 聯 〃〃〃 聯 隊 隊 隊 隊 隊 〃〃〃 隊 (大高深信大篠和〃大 阪槻山山阪山歌〃阪)	〃〃飛輜工高野〃野 〃〃重 射砲 砲 砲 砲 行兵兵砲兵 兵 兵 第第第第第第第第第 七二一三三一三第第 〃〃聯大 大 聯 聯 〃〃 聯 隊 隊 隊 隊 隊 〃〃 隊 (濱〃岐名〃豊名〃三 松 阜屋 橋 屋 島)
○高 _{たか} 槻 _き (大阪府)	○濱 _{はま} 松 _{まつ} (〃)

第十師團 (路 姬)	第九師團 (澤 金)		
輜工野騎〃〃〃歩 重 砲兵 兵 兵 兵兵兵 第第第第第第 第十第十第十第十第十 十十三十三十三十三 大 大 聯 聯 〃 〃 〃 聯 隊 隊 隊 隊 〃 〃 〃 隊 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 姫 岡 〃 姫 松 鳥 姫 岡 路 山 路 江 取 路 山 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃	輜工山騎〃〃〃歩 重 砲兵 兵 兵 兵兵兵 第第第第第第 第九第九第九第九第九 九 九 九 九 九 九 九 大 大 聯 聯 〃 〃 〃 聯 隊 隊 隊 隊 〃 〃 〃 隊 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 〃 〃 〃 金 鯖 富 敦 金 澤 江 山 賀 澤 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃		
○ 松 ^{まつ} 江 ^え (島根縣)	○ 鯖 ^{さば} 江 ^え (福井縣)	○ 敦 ^{つる} 賀 ^が (福井縣)	○ 金 ^{かな} 澤 ^{ざわ} (石川縣)

第八師團 (前 弘)	第七師團 (川 旭)		
輜工野〃〃騎〃〃〃歩 重 砲兵 兵 兵 兵 兵兵兵 第第第第第第 第八第八第八第八第八 八 八 八 八 八 八 八 大 大 聯 〃 〃 聯 〃 〃 〃 聯 隊 隊 隊 〃 〃 隊 〃 〃 〃 隊 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 弘 盛 弘 〃 盛 弘 山 弘 秋 青 前 岡 前 岡 前 形 前 田 森 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃	函輜工野騎〃〃〃歩 館重 砲兵 兵 兵 兵 重第第第第第第第第第第 砲 七 七 七 七 十 十 十 十 兵 八 七 六 五 大 大 大 聯 聯 〃 〃 〃 聯 隊 隊 隊 隊 〃 〃 〃 隊 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 函 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 旭 札 館 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 川 幌 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃 (〃		
○ 盛 ^{もり} 岡 ^{をか} (岩手縣)	○ 弘 ^{ひろ} 前 ^{さき} (青森縣)	○ 函 ^{はこ} 館 ^{だて} (〃)	○ 札 ^{さつ} 幌 ^{ぼろ} (北海道)

團師四十第 (宮都宇)	團師二 (米)
輜工野騎〃〃〃歩 重砲兵〃〃〃兵 兵兵兵第第第第 第十第十二十五十 四四八八九十五 大大聯聯〃〃〃聯 隊隊隊隊隊隊隊 (字水〃〃(宇松高水 都都宮本崎戸 宮戸宮本崎戸)	◇歩第四八聯隊の中第三大隊は佐賀にあり 輜飛工雞佐下獨 重行兵知保關立 兵兵重重重砲兵 第第第砲砲砲第 十四十八八八兵兵兵三 大大聯大大大聯聯 隊隊隊隊隊隊隊隊 (久太久雞佐下久 留刀留留知世保關 米洗米米知保關米)
○松まつ 本もと (長野縣) ○高たか 崎さき (群馬縣)	○下しもの 關せき (山口縣) ○雞け 知ち (長崎縣) ○太刀たぢらひ 洗らひ (福岡縣) ○久くろ 留る 米り (福岡縣)

十第 (留久)	團師一十第 (寺通善)
野〃野騎第〃〃〃歩 砲戰兵一兵兵兵 兵重砲第第第第 第二砲兵戰第四第 十四第六五十二車八十六 聯〃聯聯〃〃〃聯 隊隊隊隊隊隊隊 (久〃小〃〃久大福小 留〃倉〃〃留米村岡倉 米倉米米米米米)	輜工山騎〃〃〃歩 重砲兵兵兵兵兵 兵兵兵第第第第 第十第十一十第第 一十一一四十三二 大大聯聯〃〃〃聯 隊隊隊隊隊隊隊 (〃〃〃善高徳松善 通通知鳥山通 寺寺寺寺寺寺寺)
○大おほ 村むら (長崎縣) ○小こ 倉くら (福岡縣)	○松まつ 山やま (愛媛縣) ○善ぜん 通つう 寺じ (香川縣)

團師十二第 (山 龍)	
<p>歩兵第七十七聯隊(平壤) " 第七十八" (龍山) " 第七十九" (龍山) " 第八十" (大邱) 騎兵第二十八聯隊(龍山) 野砲兵第二十六聯隊(馬山) 馬山重砲兵大隊(馬山) 工兵第二十大隊(龍山) 飛行第六聯隊(平壤)</p>	<p>○平壤(朝鮮) ○龍山(龍山) ○大邱(大邱) ○馬山(馬山)</p>

◇歩兵第八十聯隊の中、第三大隊は大田(朝鮮)にあり

團師九十第 (南 羅)	團師六十第 (都 京)
<p>歩兵第七十三聯隊(羅南) " 第七十四" (咸興) " 第七十五" (會寧) " 第七十六" (羅南) 騎兵第二十七聯隊(會寧) 野砲兵第二十五聯隊(會寧) 工兵第九大隊(會寧)</p>	<p>歩兵第九聯隊(京知山) " 第十" (津山) " 第十一" (津山) " 第十二" (津山) 騎兵第二十八聯隊(京知山) 野砲兵第二十二聯隊(舞鶴) 舞鶴重砲兵大隊(舞鶴) 工兵第六大隊(京舞鶴) 飛行第三大隊(京舞鶴) 輜重兵第十三大隊(京舞鶴)</p>
<p>○羅南(朝鮮) ○咸興(會寧) ○會寧(會寧)</p>	<p>○福知山(京都府) ○津(三重縣) ○舞鶴(京都府) ○八日市(滋賀縣)</p>

六、常識の養成

112

常識

學問上の知識とは違つて、誰にもなければならぬ普通の知識を常識といふのである。

學問上の知識は無くも、常識さへあれば世間一般の生活には困らないが、あべこべに、學問があつても常識が無ければ人に笑はれる。

専門的知識はそれ／＼その道の人にまかせてもよいが普通一般のことは一とほり心得ておかなければならない。

常識の養成には「心掛が第一」である。話をきく、本を讀むばかりでなしに、一々そこに自分といふも

のを加へなければならぬ。自分を加へるとは一步進んで研究

することである。世に多くの者は聞けば聞き放し、見れば見放しであるから何事も己が知識とはならないのである。つまり、「心がけ」が足りないのである。たとへばこの「兵營案内」によつて各師團の聯隊所在地を讀んだとして「第二師團第二十九聯隊（若松）」と素通りにしては何にもならない。

◇若松市は日本に二箇所ある。一つは福岡縣、一つは福島縣。

◇これを區別するため鐵道又は郵便局では福島縣の若松を「會津若松」と言つてゐる。

◇會津若松は有名なる「白虎隊」の出たところ、飯盛山にはそれら少年たちの碑があり、いつも參拜者の香華が絶えない。

◇地圖を開いて「會津若松」はこゝ。「福岡縣の若松」はこゝとハッキリ調べろ。

●香華
お線香と
花

◇自分が假りにそこに入營するとすれば、汽車はどこからどう乗ればいゝのか。

◇その鐵道を何線といふのか。(磐越西線といふ――なぜその線を磐越西線といふのか)

◇地理書を調べて、その産物は何か、人口はどれほどか等。

これ位のことは「心掛一つ」でいくらも出来ることである。かうしてこそはじめて知識が自分のものになつたといふものである。

小 學 常識の養成方法として、私は諸君に「小學校の教科書再復習」をすすめる。小學校の教科書は「國定」であつて、他のどんな本にくらべても順序を立て、立派に編輯してあるから、その尋常科だけのものを完全に勉強すればりつ

●●●
單行本
一冊にまとまつた本

ばな常識が養成される。「小學校」とバカにしてはいけない。試みに諸君は「いろは」が正しく書けるかどうか。又「五十音圖」が間違ひなく書けるかどうか。更に我が「國名」をきかれて「ニホン」などと言はないかどうか。又「國歌」はときかれてまご／＼しないかどうか。

常識養成には新聞、雑誌、單行本、それは何でもよろしい。併し筋道をたてた、りつばなものに據つて勉強するのが一番である。新規まき直し、諸君は一年生から出發したまへ。

新 聞 常識養成に資すべき第二は毎日の新聞及雑誌である
雑 誌 新聞も「三面記事」と名づけられてゐる「社會の出來事」記事ばかりを見ずに、第二面又は其他の評論等も讀むが

よい。評論とか、主張とかの文章は、馴れないうちはや、面倒なものであるが読み馴れると「読みごたへ」があつて常識養成には何よりのものとなるものである。

三面記事で、どこに人殺しがあつたとか、どこに強盗がはいつたとかといふことだけを知つたではその場限りの興味に終るが、評論又は主張等の記事に心を向ければ、いつとはなしに自己の常識が養成されて行くものである。

聴講

第三には「他人のお話を聞く」ことをすすめる。お話をきく方には「自己を空しくする」といふことが大切である。

啓發

ひらく

先決

先きにきめる

疑問

うたがはしいところ

難解

わかりにくい

何よりも赤ン坊になつて一つくをき、わけるのである。ともすると青年は自己を中心にして他人の話にすぐケチをつけたり反抗を試みたりするものであるが、すくなくも自己の知識を啓發し、自己の精神を向上させやうとならば、先以て「己れを空うして」他に聴くことを先決としなければならぬ。そして疑問があり、難解があれば、はじめてそれを質し聞くやうにするのである。

常識とものしりといふことと常識といふことを混同してはもの知りならない。「常識のある人間」といふことは「何んでも知つてゐる人間」のことをいふのではない。世の中にはおしやべりで何でも知つてゐるかの如き人間がある。その實、その

話を詮議してみると、何等がものはないのである。さういふ人の知識は砂のやうにバラ／＼で、何一つ纏りといふものがないのである。常識といふものは單に知ることだけではない。知つたが上に一つのみとまりとなり、同時に正しい判断が加はりそれが人間に共通なる生活指導ともなるべき知識をいふのである。

七、入營心得

精神上 どんなに心掛けても、ものごとはそのセト際にならぬことないとは決まらないものである。入營までにはこれもあるれもと心掛けて、出發までには一つの心残りもないやうに努

力しても、萬歳の聲に送られてうちを出てしまはないうちは結末のつくものではない。第一、何となく心が落ちつかない。二、どこかに不安がある。三、従つて仕事の手につかない——これは入營者の誰にも來る精神的變化である。で、まづ諸君は心を落ちつけなければいけない。「誰だつて自分と同じ位だ」と思ふがいゝ。平然として出發の日まで家業を勵むがいゝ。「まじめに正直に素直に」ただそれだけの覺悟が出來ればそれでいゝ。

身体上 入營前に最も注意すべきことは健康である。「入營のことすれば自由が利かないから」などと、入營前に遊ぶことなどを考へては悪い。諸君のからだは國家の守護として、陛下に捧げたものであるから、自分のからだであつて自分のか

自重
自ら重んずる
感染
うつる

らだではないのである。入營前は特に自重して怪我過失の無いやうに、また悪い病氣に感染したりしないやうに、飲食にも寝起にも充分の注意が必要である。

身體の注意などといふことは、言ひ易くして行ひ難きものである。諸君は入營間際にもなれば、あちこちから送別の宴に招かれ、思ひながらも度を過したりするやうになる。それが都會的なところでもあると、つひ餘計なところまで足を踏み入れ花柳病などにかゝつたりする。花柳病にかゝれば、身體検査の上兵營から不名譽にも返されることになる。

軍人には何よりも氣力が大切であるが、その大切な氣力は必ず健全なる體力から生れるものであることを考ひ、朝寝、夜ふ

暗誦
そらで讀む

かし、殊に暴飲暴食をつゝしまなければならぬ。

八、軍隊問答

1、入營問答

◎入營前に暗誦すべきものは何か。

「軍人勅諭の五箇條」と出来るならば「讀法」「教育勅語」。

◎勅諭の全文は。
「なるべく暗記のこと。暗記むづかしき場合は幾十回も讀み大體の意味を悟ること」。

◎入營までに馴れておくべきことは。

1「早起き早寝」 2「規律ある生活」 3「時間を守る習慣」

◎入營に附添人は。

「必要なし」(但しあつても邪魔にならず)

◎金はどれ位持参すべきか。

「入營途中の費用を差引いて五圓以下のこと」

◎時計は。

「必要なし」(殊に初年兵時代に必要なし)

◎忘れてならぬものは。

1「現役證書と認印」 2「青訓手帖及び青訓修了證」

◎用意すべきものは。

1「家郷へ送り返すべき着衣を郵便小包にするために、麻糸油紙(ハトロン)荷札等」(荷札には宛名を書き込むこと)

●質素
はでないな
いこと

●記載
書きしる

◎入營の服装は如何。

2「入營通知(印刷ハガキ)に宛名を書き入れて持参」

(但し少數の場合は入營後酒保にて買ふもよし)
(切手を用意すれば入隊後面倒がなくてよろし)

1「なるべく軍服、訓練所服、青年團服のこと」

2「止むを得ざる場合は質素なる和服」

◎入營前の結婚は。

「なるべく結婚せざること」

◎心得としては。

「現役證書に記載されてあることをよくのみこむこと」

◎心配事の出来た場合は。

「決して隠さず班長に打ち明けること」

◎上官に對しては。

- 1 「敬禮をつくし命令に従ふこと」
- 2 「恐れ^{おそ}ないこと」

(上官には親しい感情^{かんじやう}を持つこと。中隊を大なる一^{ぞく}家族の如く心得、中隊長以下を父兄の如く心得、何事もザツクバランに、正直に振舞^{ふるま}ひ、心から頼^{たよ}ること)

◎中隊長殿より家庭通信ありし場合は。

「自分一人でなく、家族の者全部がよく讀んでよく理解^{りかい}すること」(中隊長へは本人及び家長より禮狀を忘れぬこと)

◎家庭に問題のある場合は。

(問題とは、たとへば病人のこと、負債^{ふさい}のこと、争論^{さうろん}等のこと)
「入隊後に心配なきやう手をつくすこと。相談相手としては

負債

借金

争議

あらそひ
こと

決定
きまる

參照
参考に合
せ見る

親族、親友、在郷軍人分會長、町村役場又は市區役所の兵事係り。若し入營前に決定^{けつてい}せざる場合は後事^{こうじ}を頼んで出發すること」
(入營後家庭のことが心配になることは一番よくないことである)

◎日用品としてどれ位を用意すべきか。

「石鹼^{せっけん}及び石鹼入。手拭。齒ブラシ。齒みがき粉。ちり紙。萬年筆又は鉛筆。手帖。封筒。便箋^{びんせん}」

(これらのものは全部酒保にあれど、初年兵ははじめ酒保に行くことを許されず、多く上等兵に頼むこと故面倒^{めんどう}なり——本文五十頁參照)

◎入營前の身體は。

1 「手足の爪^{つめ}を忘れずに剪^きること。理髮^{りはつ}すること。入浴^{にふよく}する

不●不●不●
不●不●不●
不●不●不●
不●不●不●

明●明●明●
明●明●明●
明●明●明●
明●明●明●

語●語●語●
語●語●語●
語●語●語●
語●語●語●

方●方●方●
方●方●方●
方●方●方●
方●方●方●

毛●毛●毛●
毛●毛●毛●
毛●毛●毛●
毛●毛●毛●

自●自●自●
自●自●自●
自●自●自●
自●自●自●

こと

2「入營前、又は入營出發途中の不節制等により入營早々入院するものなどあり。かゝることの無きやう、徴兵検査の時そのまゝの身體を保つこと」

3「職業の關係にて運動不足のものは、必ず毎日何かしら運動をやり（たとへば、一定の距離を駈歩するなど）相當の期間身體を鍛へること」

◎入營後身體の工合の悪い場合は。

「班長又は上等兵へ話して診斷を受けること」

◎言葉についての注意は。

1「明瞭といふことが大事。殊に語尾を上げるくせをつける

こと

2「方言はつゝしむこと。ものごとを簡單にいふくせをつけること」

◎習字、作文等は如何。

「手紙についてはよき参考書を選ぶこと。習字はまづ自分の氏名を毛筆にて大きく習ふこと」

◎なぜ自己の氏名を習ふのか。

「宣誓式の場合、入營兵は全部誓文帖に姓名を書かせられる一箇中隊の新入營兵がめいめい自署するのであるが、それが順々に並ぶのであるから上手に書けば肩身が広い」

◎入營者の最も大切な心掛は何か。

「正直に、まじめに、一生けんめいになること」

（諸君は或は「大切な心掛は何か」などといふ問答をバカ氣てゐるさ考へるかも知れないが、かりに、中隊長からかうきかれたとすれば諸君は何と答へてよいか。答といふものは問を出した人の聞かうきすることを言はなければならぬから難しいのである。これが算術さか地理さかの問題であれば答は自らきまつてゐるが、修身さか處世さかの問題になると、どうにも答へられるので難かしいのである。「入營者の最も大切な心掛は何か」といふ問に對しては幾通りも答へ方がある。たとへば「軍人勅諭の精神を以て心掛とします」とか「上官の命に従ひよく規律を守り忠實に働きます」とか「國家のために身命を捨てることを心掛とします」とか、人によつて色々に答へてよろしい。しかしこゝは「正直に、まじめに、一生けんめい」と答へた方が問ふ者の心にピツタリするものである）

2、精神上の問答

◎軍人に最も必要とするものは何か。

（軍人精神であります。）

◎軍人精神とは如何。

（勅諭の五ヶ條を守り、之を行ふに、の誠心を以てすること
であります。）

◎忠節、禮儀、武勇、信義、質素、誠心の意義如何。

（忠節は忠義の節操。禮儀は禮儀作法。武勇は眞の勇氣。信義は偽り欺かざること。質素は華美にせぬこと。誠心は眞心といふことであります。）

◎攻撃精神とは如何。

●意義
●意味—譯

(敵の來るのを待たず當方より攻めて行くといふ精神であります。)

◎克己心とは何か。

(己に克つといふ精神、即ち、我がまゝな心を押へつける心であります。)

◎軍旗に對する心得を述べよ。

(軍旗は天皇陛下の御影でありますから、その送迎は恰も、陛下の送迎に同じく、軍旗の下に働くは恰も陛下の御馬前に働くに同じと心得ます。)

◎銃器に對する心得を述べよ。

(銃器は自分の魂と思つて尊重します。)

送迎
おくりむ
かへ

尊重
たつとび
重んずる

◎被服に對する心得如何。

(被服は軍人たることを表はすもの故、如何なる場合にも之に對して恥しからぬ行ひをするやう心掛けます。)

3、階級及編成問答

◎將校、准士官、下士、兵士の區別を問ふ

(將校とは將官、佐官、尉官の三階級。准士官とは特務曹長〔外、砲兵上等砲長、工兵上等工長、上等計手、上等看護長樂長補〕。下士とは曹長、軍曹、伍長〔外、諸工長、計手、看護長、樂手〕。兵とは上等兵以下一般の兵を言ひます。)

◎將官、佐官尉官とは如何。

〔 〕の中
は相當官

●將官とは大將、中將、少將。佐官とは大佐、中佐、少佐。
●尉官とは大尉、中尉、少尉を言ひます。

○平時の一師團は何々より成るか。

(歩兵二旅團、騎兵一聯隊、野砲兵(又は山砲兵)一聯隊、工兵一大隊、輕重兵一大隊より成ります。但し輜重兵大隊の無い師團もあり、又戰車隊、高射砲兵聯隊、鐵道、電信、飛行聯隊、氣球隊等の附屬する師團もあります)

○歩兵聯隊とは如何。

(聯隊本部と三箇大隊及び機關銃隊とからなります)

○大隊とは如何。

(大隊本部と三箇中隊からなります)

○隊の呼び方について注意すべきことは何か。

(必ず第の字をつけることとあります)

○大隊と中隊との關係を述べよ。

(第一大隊は第一、第二、第三中隊より成り、第二大隊は第五、第六、第七中隊より成り、第三大隊は第九、第十、第十一中隊より成ります)

○騎兵聯隊とは如何。

(聯隊(乙)は本部と二箇中隊より成り、騎兵旅團に屬する聯隊(甲)は本部と四箇中隊及び機關銃隊から成ります)

○野砲(山砲)兵聯隊及大隊は。

(聯隊は本部と三箇大隊から成ります。但し獨立山砲兵聯隊

●照空
●空を照す

は本部と二箇大隊であります。またその大隊は本部と二箇中隊であります。

131

◎高射砲聯隊及び大隊は。

(本部と二箇大隊及び照空隊。大隊は本部と二箇中隊)

◎野戦重砲兵聯隊及び大隊は。

(聯隊は本部と二箇大隊。大隊は本部と二箇中隊)

◎重砲兵聯隊及び大隊は。

(聯隊は本部と二箇又は三箇大隊。大隊は本部と二箇中隊)

◎騎兵(砲兵)大隊は。

(本部と二箇中隊)

◎工兵大隊は。

(本部と二箇又は三箇中隊)

◎鐵道聯隊及大隊は。

(聯隊は本部と二箇大隊。大隊は本部と四箇中隊)

◎飛行聯隊(氣球隊)

(本部と二箇又は三箇中隊)

◎輜重兵大隊は。

(本部と二箇中隊)

◎戰車隊は。

(本部と一箇中隊)

◎師團長は(中將)

◎旅團長は(少將)

突入 つき入る
 破壊 こはす
 有利 都合よくする
 敵情 敵の様子
 地形 土地の有様

- ◎ 聯隊長は（大佐）
- ◎ 大隊長は（中佐又は少佐）
- ◎ 中隊長は（大尉又は中尉）
- ◎ 小隊長は（中尉又は小尉）

4、各兵科問答

- ◎ 歩兵は（徒歩にて小銃、機關銃、歩兵砲及び銃剣を以て戦闘をする軍の主力であります）
- ◎ 戦車隊は（歩兵科中の一つで、タンクを使用して敵陣地に突入し、鐵條網、鹿柴等を破壊し、敵を退かしめ、味方の突撃を有利ならしめます）
- ◎ 騎兵は一軍の耳目といはれ、馬に乗り敵情並に地形等を搜索

搜索 さがしたづれる
 傳令 命令を傳へる
 防禦 ふせぐ
 障害物 ちやまになるもの
 飛昇 高く飛ぶ

- し、傳令其他通信等の勤務に當り軍刀又は騎銃を以て戦闘をします。）
- ◎ 砲兵は大小の大砲を以て遠くより敵の陣地を砲撃し人馬防禦材料等を破壊します。）
- ◎ 砲兵の種類は（野砲兵、野戦砲兵、山砲兵、騎砲兵、高射砲兵、重砲兵であります）
- ◎ 工兵は（堡壘を築き道路を開き軍橋を架け又は障害物を破壊します。）（尙鐵道隊、電信隊は工兵科に屬します）
- ◎ 輜重兵は（馬又は車により彈藥糧食其他軍隊必要の物品を運搬します。）（尙輜重兵科に自動車隊があります）
- ◎ 航空兵は（飛行隊と氣球隊とに分れ、空中に飛昇して敵陣の

偵察 しまらべみ
輸送 はこび送
傷病者 けが人ま
疾病 やまひ
速度 はやさ

偵察、通信、輸送、空中戦、爆弾投下等の任務に従ひます)

○憲兵は(軍事上の警察の役目をなします)

○經理部は(會計の事を取扱ふところであります。)

○衛生部は(衛生の事務を取り扱ひ傷病者を治療します)

○獸醫部は(主として軍馬の疾病を治療します。)

○傳騎(傳令使)とは(馬を飛ばして命令の傳達に當るものであります。)

○傳令使が出發に當り必ず承知し置くべきことは何か。

- 一、この命令(報告)は何れの道を経て誰に傳達すべきか。
- 二、速度は如何。
- 三、傳達終らば何所に歸るべきか、又そのまゝ先方に止まるべきかの三つであります。)

通過

とほりす
ぎる

搜索

さがした
づれる

慧敏

すばしこ
い

沈着

おちつき

剛膽

大膽

○傳令使の速度について語れ。

(口上の時は(並)(急)(至急)と示され、書簡の時はその封筒に右三つの中その何れかが示されます。)

○傳令使の敬禮は如何。

(如何なる所を通過するも「傳令」又は「傳騎」と唱へるだけで敬禮はいたしません)

○斥候兵の任務如何。

(敵を搜索し地形を偵察して報告するにありませす。)

○斥候兵の修養すべき性質は何か。

(慧敏、熱心、沈着、剛膽の四つであります。)

○斥候の報告に備はるべき要件如何。

處置
しまつ

(一、斥候の名稱。二、時間と場所。三、敵兵の種類及兵數
行進方向。四、斥候の今後爲すべき處置等であります。)
◎その例を試みよ。

(第一斥候報告。今より約五分前何村南端に於いて、敵の歩
兵約一個中隊、何村より何町方面に向ひ行進中でありませす。
第一斥候は何村西端に於いて此敵を監視中でありませす。終
り！)

5、賞罰問答

◎精勤章は如何なる者に附與するか。

(入營後六ヶ月以上經過せる者の中、品行方正、勤務勉勵な
るものに年二回、詮議の上聯隊長より附與します。)

熟達
上達

◎善行證は。

(下士以下の者の中、品行方正、勤務勉勵、學術技藝に熟達
したる者に、満期又は退營の際に與へませす。)

◎下士適任證は。

(兵の中、志操確實、品行方正、勤務勉勵、其他成績優秀に
して左の一に當る者に、歸休又は現役満期の際與へませす。)
一、上等兵にして下士勤務に服したるもの。
二、其他の上等兵中下士たるの技能を有するもの。
三、上等兵にして計手の勤務に必要な技能を有するもの。
四、上等兵看護卒にして衛生部下士たるの技能を有する
もの。

志操
しころざ

技能
うてまへ

故意
わざと

虚言
うそ

守地
ましりの
場所

◎下士適任證を有する者はいつ下士に進級するか。

(二年目の勤務召集の時進級します。)

◎平時誤つて時間に遅れた者は如何なる處分を受けるか。

(輕營倉又は重營倉の處分を受けます。)

◎平時誤つて命令を實行しなかつた場合は如何。

(輕營倉又は重營倉の處分を受けます。)

◎平時故意に命令を實行せざりし場合如何。

(重營倉になります。)

◎平素、虚言又は詐偽の言動があつた場合は。

(重營倉又は刑法の罪になります。)

◎歩哨が故なく守地を離れ、又は居暇をなせば如何。

虚偽
うそいつ
ばり

(刑法の罪になります。戦時には死刑に處せらるゝ事があります。)

◎斥候が虚偽の報告を爲せば如何。

(刑法の罪になります。戦時に於て重きは死刑になります。)

6、陸軍禮式問答

◎敬禮は誰より先に行ふべきか。

(下級者より先に行ひ同級の者は互に交換します。)

◎軍服を着し居らざる上官には如何。

(軍服着用の時と同じく敬禮を行います。)

◎海軍々人に對しては如何。又外國將校に對しては如何。

(その何れに對しても敬禮を致します。)

- ◎着剣捧げ銃の敬禮は何びとに對して之を行ふか。
(陛下並に皇族及び軍旗であります。)
- ◎軍人の葬儀に遇ふ時は如何。
(其の柩に對して敬禮を行ひます。)
- ◎軍隊に行き逢ひ又は其傍を通る時は。
(其の隊長に向ひ敬禮を行ひます。)
- ◎歩哨が二等兵の場合、一等兵は如何。
(一等兵の方より敬禮を行ひます。)
- ◎歩哨が敬禮を行はざるも差支なき場合如何。
(職務を行ひ居る時にして己むを得ざる場合であります。)

7、雜問

- ◎兵の休暇には何々あるか。
(請願休暇と慰勞休暇とがあります。)
- ◎請願休暇は如何なる場合に許されるか。
(父母妻子の病氣、死亡、其他止むを得ざる事故ある時に許されます。)
- ◎新聞、雜誌、及書籍類を讀むには如何にするか。
(讀んで有利になるものは何でも許されます。但し中隊長から許可を受けなければなりません。)
- ◎夜間勉強をしたいと思ふ時は如何にするか。
(週番士官に延燈を願へば消燈後も許されます。)
- ◎兵役に幾種類あるか。

(現役、豫備役、後備役、補充役、國民兵役の五つ)

◎現役とは如何。

(現在兵役に服するもの)

◎豫備役とは如何。

(現役を終り更に四年四ヶ月間の期間)

◎後備役とは如何。

(豫備役を終り更に十ヶ年間)

◎國民兵役とは如何。

(後備役を終つて満四十歳までを、第一國民兵役、その他男子満十七歳以上、満四十歳以下を第二國民兵役とします。)

◎將官とは(大將、中將、少將)

- ◎佐官とは(大佐、中佐、少佐)
- ◎尉官とは(大尉、中尉、少尉)
- ◎準士官とは(特務曹長及び上等工長)
- ◎下士とは(曹長、軍曹、伍長及び一、二、三等工長)
- ◎上長官とは(佐官階級者)
- ◎上官とは(尉官階級者)

九、入營注意

1、入營出發についての注意

- 一、遠いところの者は入營前日までに部隊所在地に到着し、
- 一應部隊の位置を確かめておくのが本當である。

●●●
所在地
●●●
あるところ

故障
さわり
考慮
かんがひ
餘裕
あまひ
ゆとり

- 二、部隊所在地に到着は前日にて充分なり。二日も三日も前に到着することはよくない。
 - 三、その日に到着するものは途中の故障等を考慮して充分に時間の餘裕あるやうに出発すること。
 - 四、入營前夜は入浴し、身體を清潔にすること。
 - 五、夜は早く寝て充分に睡眠をとること。
 - 六、手荷物はなるべく風呂敷一つにまとめること。財布にはヒモをつけること（三五頁参照）
 - 七、農家の者は記念樹などを植うるもよし。桐の苗木を屋敷のまわりに十本も植えて一代の記念とするなど面白し。
- （「上等兵手引」「彼とその母」参照）

單身
たんしん

2、入營當日の注意

- 一、入營當日は定められた時間に遅れぬやう所屬部隊に到着すべきこと。
- 二、大體、町村吏員又は軍人分會役員等が附添するであらうが、遠いところから單身入營する者も決して心配はいらない。入營日は入營する者が間違ひなく所屬部隊に行けばよろしいのである。
- 三、入營前に所屬中隊が決定し、第何中隊にはいるかがわかつてゐる者もあらうが、大體は「營門前」、又は「入營者取扱所」に行つて始めてわかるのが多い。大體次のやうな順序になる。

- 1、各聯隊區ごとに入營者集合の位置を示す標札を建ててあるから入營者はそこに行けばよろしい。
- 2、若し同じ聯隊區の者だけが入營する聯隊では右の標札を郡、市別に建てるから間違つてはならない。
- 3、聯隊司令部から「交附員」として下士階級の者が出張する。この場合、萬事はその人の指圖によらなければならぬ。
- 4、入營者はこゝで氏名點呼を受ける。名を呼ばれた者はハツキリと返事をしなければならぬ。低い小さな聲で二度も呼ばれるやうなことがあつてはならぬ。

編入
組み入れ

名實
名も實も

- 5、部隊によつては「今から呼ぶ者は第何中隊に編入する」と言はれる場合がある。入營者は聞き落しのないやうにしなければならぬ。
- 6、「傳染病の流行地を通つたものはないか」とか「自分のうちに傳染病患者がないか」とかきかれた場合は正直に答へること。(二八頁参照)
- 7、右のやうにして各中隊に配屬が終ると、いよいよ兵舎にはいり、各内務班に分れ、軍服に着替へて、名實共にりつばな「兵隊さん」になるのである。(こゝからのことは二十七頁からの「軍隊内部」にくはしく書いてある)

一〇、各聯隊(中隊)よりの注意及希望

一、左記はそれぐの聯隊代表中隊長殿より「入營兵士諸君への注意及希望」である。こゝにはその中の、實際的なもの、簡明なもの、特殊なものを代表として掲載する。

1、歩兵第四十九聯隊第一中隊長殿より

入營兵に對する希望又は注意

- 一、入營ノ時、附添人不要ナリ。
- 二、花柳病ニ罹ラザル様ニ。
- 三、在郷軍人服ニテ入營スルコトヲ望ム。
- 四、勅諭ノ五ヶ條ハ暗誦ヲ可トス。
- 五、所持金額ハ五圓以内ヲ可トス。以上

2、歩兵第五聯隊留守隊第一中隊長信澤大尉殿より

入營兵に對する注意

- 一、徴兵検査後ノ病氣ハ絶對ニ治愈セシムルコト。
(特ニ花柳病ニ於テ然リトス)
- 二、青訓ニ受訓セザルモノト雖モ萬難ヲ排シテ入營準備教育ヲ求メテ受クルコト。
- 三、軍隊ハ精神的訓練ノ道場タルコトヲ覺悟シテ入營スルコト。
- 四、父兄ハ必ず中隊長ヨリノ家庭通信ニ對シ細大洩サズ入營兵ノ身上ニ關シ返信スルコト。

3、歩兵第三十一聯隊第一中隊長殿より

一、内部的

1、徵兵忌避ノ傾向ヲ根絶シタシ。

右ハ歸スルトコロ入營前ニ於ケルアラユル教育ノ缺陷ナランモ、智識階級者ニハ自由個人主義的考ノ上ヨリ、然ラザルモノハ無理解ヨリ來ルガ如シ。

2、不平的心情ヲ持タザルコト。

右ハ心の修養ノ不足ヨリ萬事ニ對シ不平不滿ノ心情ヲ持ツモノナリ。

二、外部的

1、入營ノ際ノ所持品ハナルベク少ナキコト。

特ニ被服ノ餘分ナドヲ持參セザルコト。

2、疑心ヲ持タズ安心シテ入營スルコト

一身上其他ニ於テ疑問アルトキハ豫メ聯隊區司令部等ニ問合セテ行フコト。

3、青年訓練ヲ受ケシモノハソレラノ書類ヲ持參スルコト。

書類内ノ記載事項ニ誤リナキヤウ調ベルコト。

4、步兵第二十一聯隊第一中隊長殿より

希望並ニ注意

一、家庭ハ軍隊ニ連絡ヲトルベキコト。

二、兵ハ支給金ニテ事足ルベシ。入營後ノ送金ハ不要ナリ。

三、病氣注意。殊ニトラホーム及ビ花柳病ニ就テ。

四、軍人勅諭及ビ教育勅語ノ讀解。

五、豫習教育ヲ受クルコト。

六、服裝ハ質素ナルコト。

5、滿州派遣某中隊長某大尉殿より

入營兵士への注意

在營間愉快ニ暮ラセル秘訣。

ソレハ、二年兵ニ敬禮ヲ嚴格ニスルコトニアル。特ニ意地ノ惡ルサウナ、又ハ勢力ノアルヤウナ二年兵ニ最モ嚴格ニスルコトデアル。シカシ、他ノ兵ガ一緒ニ居ル時區別ヲツケタ敬禮ヲスレバ他ノ兵カラ嫌ハレル。ソコヲヨク吞ミコメバ、一日々々ト愉快ニ安心ナ日ガ送レル。

6、步第三留守隊第一中隊阿部特務曹長殿より

希望事項に關して

第一、健全ナル身神ヲ以テ入營スルコト。

第二、入營前注意スベキ事項。

- 1、戸籍關係事項ハ特ニ注意シ嚴正確實ニ處理シ置クコト。
- 2、入營後、家事上ニ心配ナキヤウ整理シ置クコト。
- 3、青訓ヲ受ケタルモノハ其手牒修了證等ヲ良ク整理シ置クコト。

第三、携行品ニ關スル事項。

- 1、認印、現役兵證書、青年訓練手牒及修了證。
- 2、學校教練ヲ受ケタルモノハ其證明書。
- 3、附添人ナキ者ハ着用衣服返送ノタメ、油紙、荷札、麻糸等。
- 4、財布(金ハ二、三圓ヲ度トシ財布ハ小サイモノガ良イ)

第四、身上調査ニ關スルコトヲ豫メ研究シ置クコト。

(例)

- 1、小學校卒業ノ年月日。
- 2、父母ナキ者ハ其ノ命日。
- 3、父母兄弟ノ年齢。
- 4、宗教ノ種類。
- 5、戸主ノ財産ノ概要。
- 6、傷疾疾病ニ關スルコト。

以上

二、以下、全國主なる聯隊より寄せられたるものを、一々原文のままに載せることは

- 1、徒いたづらしめんに紙面のみ塞ふさがること。
 - 2、各聯隊の注意及希望事項は畧々同一なること。
 - 3、同一内容を違つた言葉で讀むことは非常に煩わづらはしきこと。
- 等の理由により、左に異なるし、みを列舉れきよし示す。

各聯隊(中隊)よりの入營者に対する注意及希望

- 列舉れいぎよ げらるべ舉
- 多辯たべん おしやべ
- 習慣しゆくわん くせ
- 一、身體一つと現役證書だけで入營せよ。
 - 二、性病にかゝらぬやう。
 - 三、教育勅語、軍人勅諭を一通り讀解のこと。
 - 四、入營前冷水摩擦の習慣をつくれ。
 - 五、多辯なる勿れ。
 - 六、時間、規律を守る習慣をつくりおくこと。

懸念 心がかり
直前 すぐ前
携行 携行
印鑑 印鑑
みとめ

- 七、たいりよく きりよく體力及び氣力を養へ。
- 八、家事の整理をなし家郷かきょうに懸念けねんなくせよ。
- 九、入營直前ちよくぜんまで家業（職業）に勵むこと。
- 一〇、入營に種々なる物品を携行けこせざるること。
- 一一、入營参考書を多く購入かうにふせざるること。
- 一二、騎兵科の者は馬の取扱とりあつかひに慣れること。
- 一三、印鑑いんくわんを忘れざるること。
- 一四、軍隊を昔の如く考へて入營せぬこと。
- 一五、入營前身體にラクをさせぬこと。
- 一六、入營後故郷よりの送金は中隊長宛のこと。
- 一七、入營時の私服を返送するため、油紙、麻糸、木札等を携行

すること。

- 一八、時計の必要なし。
- 一九、青年訓練所の訓練を受けること。
- 二〇、軍隊を恐れぬこと（安心して入營すること）
- 二一、入營後の心配事しんぱいことは自分一人で心配せず何事も上官に打ち明けること。
- 二二、父母なき者はその命日を承知せよ。
- 二三、左の如き常識を要す。

(イ) 自家の宗旨しゅうし（たとへば眞言宗・浄土宗）

(ロ) 郷土の氏神うぢがみ（たとへば村社白旗八幡・祭神何々尊）

(ハ) 家紋かもんの名稱めいじやう（たとへば上り藤・九曜星）

(ニ) 國民の三大義務（納税、兵役、教育）

- (ホ) 父母の年齢(ねんれい)(出来るならばその生年月日)
- (ヘ) 兩陛下の御名
- (ト) 陸海軍大臣氏名
- (チ) 自己所屬師團所在地及師團長、旅團長の氏名
- (リ) 我國の人口、府縣の數
- (ヌ) 四大祝日
- (ル) 陸海軍記念日
- (ヲ) 戊申詔書御下賜年月日
- (ワ) 教育勅語御下賜年月日
- (カ) 軍人勅諭御下賜年月日

二四、早起早寢の習慣(しよかん)をつけおくこと。

二五、社會問題に關係せざること。

一、願書・諸届

據る(よ)
しこづく

陸軍には「公文書式(こうぶんしよしき)」といふものが定められてある。種々の願書はこれに據つて認むべきもの、左に例を示す。但し兵の届はすべて班長を通して中隊長に達するものである。

一、臨時外出願

臨時外出ノ件願

何年何月何日 陸軍歩兵二等兵 山田三郎 印

第一中隊長 中村一郎殿

別紙電報(證明書、診斷書)ノ通り父危篤ニ付左

危篤(きとく)
病氣が重
やく命が
やうい

記へ歸宅致シ度候ニ付何月何日午前(午後)何時
ヨリ何月何日午前(午後)何時マデ臨時外出御許
可相成度此段及願出候也

左記

何縣何郡何町(村)大字何字何番地 山田平吉方

二、請願休暇願(父兄より願ひ出づるもの)

請願休暇ノ件願

何年何月何日 山田三郎父 山田平吉 印

歩兵第何聯隊第一中隊長 中村一郎殿

●歸省
●故郷へ歸
る

●提出
●さし出す

別紙證明書ノ通り此度自宅火災ニ罹リ候タメ家
事整理上左記ノ處へ本人ノ歸省ヲ要シ候ニ付何
月何日マデ何日間請願休暇御許可相成度此段及
願出候也

左記

何縣何郡何町(村)何々何番地 山田平吉方

「請願休暇願」は右の如く父兄又は親族しんぞくより町村長をへ經て願ひ
出づるものであるが、急を要する時は父兄又は町長よりの電報
により本人より願ひ出で、後より證明書、診斷書等を提出ていしゅつする
ことも出来る。但し日數は七日以内である。

三、同（本人より願ひ出づるもの）

請願休暇ノ件願

何年何月何日 陸軍歩兵二等兵 山田三郎 ①

第一中隊長 中村一郎殿

別紙電報ノ通り父病氣危篤（父死亡）ニ付左記へ
歸省致シ度候間何月何日ヨリ何月何日マテ何日
間請願休暇御許可相成度此段及願出候也

左記

何縣何郡何町（村）何々何番地 何某方

四、衛戍地外外出届

衛戍地外々出ノ件届

何年何月何日 陸軍歩兵二等兵 山田三郎 ①

第一中隊長 中村一郎殿

山田三郎儀

明何月何日（日曜日）知人鈴木六郎ニ用件ノタメ
左記へ外出致シ候ニ付及届出候也

左記

何縣何郡何町（村）何々何番地 鈴木六郎方

五、破損届

破損ノ件届

何年何月何日 陸軍歩兵二等兵 山田三郎 印

第一中隊長 中村一郎殿

一、三八式歩兵銃 一三五六七號 何々部

何年何月何日何々演習ノ際何々ニヨリ破損致候
ニツキ此段及届出候也

破損
ものなこ
はすこと

六、紛失、落失、遺失届

紛失ノ件届

年月日 官等級 氏名 印

中隊長氏名殿

一、袴下 一着

右何月何日何干場ニ乾燥致シ置キ午後(前)何時何
分取込マントシテ参リ候モ無之再三搜索シ候モ發
見致サス候間及届出候也

紛失
ものなこ
くすこと

乾燥
かはかす

搜索
さがした
づれる

落失ノ件届

一、何々何個

右何月何日何々演習ノ際落失致シ候處再三現場附近ヲ搜索致シ候モ發見致サス候ニ付及届出候也

遺失ノ件届

一、何々一個

右何月何日何地方行軍ノ際何地休憩所ニ置キ忘レタルコトヲ氣附キ直ニ現場ニ至リ搜索致シ候モ發見仕ラス候間及届出候也

七、其他(自己保管品以外のものに就て)の届出

破損ノ件届

年月日

官等級 氏

名 印

中隊長氏名殿

一、電球 一個

右何月何日舍内ニ於テ銃劍術仕合中木銃電球ニ觸レ破損致シ候ニ付及届出候也

紛失ノ件届

年月日

官等級 氏

名 印

聯隊副官氏名殿

一、茶碗 二個

右何月何日ヨリ何月何日マテ聯隊當番服務中定
數ニ對シ不足致シ候ニ付隅ナク搜索仕リ候へ共發見
仕ラス候ニ付及届出候也

● 破損ノ件届

年月日

衛舍掛官等級

氏

名

Ⓜ

週番司令氏名殿

一、衛兵所窓硝子 一枚

右何月何日衛兵服務中掃除ノ際誤テ東側窓硝子一枚破損致
シ候ニ付及届出候也

● 疾病 ●
病氣

八、入營延期願

現役兵が入營期日に際し、父母疾病しつぱいの危篤きとく、或は死亡等の故
を以て入營の延期えんきを願ひ出づる時は、二十日以内の延期えんきを許さ
れる。但し、父母死亡の場合は、願書と共に市町村長の證明書しよめいしょ
を添そへなければならぬ。その書式しよしきは次の通りである。

入營延期願

府縣郡市區町村字番地
戸主何某何男

本年現役歩兵第八番
第一中隊編入

山田三郎

生年 月 日

右者來ル何月何日第何隊へ入營被命候處父(母)平吉儀別紙醫師診斷書ノ通危篤症ニテ一時モ難見放候間〔父平吉儀本月何日死亡候ニ付〕入營延期被成下度奉願候也

右

年月日

山田三郎 印

父(兄・親族)

山田平吉 印

何聯隊區司令官何某殿

年月日

市町村長 氏名 印

青訓
所青年訓練

一三、補遺

一、前書

一、軍隊のことは、入營後に、上官より確實に教へられる。兵は、それを確實に覚えればよい。また、諸君は、大體に於て、各居住地の青訓に参加して、經驗と教養に富む教官から、學科、術科の兩様に亘り、指導教育されると信ずるが故、この本には、兵器の取扱、陣中勤務、射撃、野戰築城演習等の、軍隊に於ける、最も主要なる部分はわざと説かないのである。それはてうど、小學校の一年生が、その入學前に、讀本も算術も、父兄から教へられて、一年生とし

● 實習
● 實地に習

て習ふ分は何でも知つてゐるといふのでは、入學後の教育上、あまりいい結果を産まないと同じく、實習でなければ完全でない術科のやうなものを、なまなか、文字の上などで覚えることはあまりいいことではないからである。

二、『入營案内』は、も一つの『上等兵手引』と合せ讀むことによつて、やゝ完全だと信ずる。諸君は「青訓」に於て既に充分の教育を受けて居られるし、別記、各聯隊よりの希望注意事項の中にもあるとほり「あまり入營の参考書は買はない方がよい」のであるから、いろ／＼と迷つて、數多くの本は讀まない方がいゝと思はれる。しかし、一方には青訓の指導教育を受けると同時に、一方にはそれを補ふべき

● 豫期

あらかじ
めア、テに
する

● 補遣

のこされ
たところ
を足し補
ふ

● 直屬

直接につ
いてゐる

小冊子の一、二冊は讀むべき必要があると信じられる。
三、大體に於て、この本は、始めに豫期しただけのこと書いたし、これだけを讀めば、あとは諸君の修養次第であると考えられるが、二、三、注意までに附け加へて置きたい點もあるので、次に補遣として書き加へることにする。

二、補遣

申告

諸君が上等兵候補者になり、修業の功、空しからず入營第二年目に「上等兵」となれば、直屬上官に對して挨拶にまわらなければならない。その挨拶を「申告」といふのである。申告の場合の服装は「軍裝」である。言葉は、

虔敬

つやまひ
ついでしむ

細密

こまかな
こと

修理

なをしつ
くらう

分解

すときほぐ

最も明瞭に、敬虔の心をこめて「山田は今般、陸軍歩兵上等兵を命ぜられました。謹んで申告いたします」といふのである。申告の場合は、上官より、それに應じたる訓示がある。

検査

検査には(イ)「軍装検査」(ロ)「細密検査」(ハ)「清潔検査」(ニ)「兵器分解検査」等がある。

(イ)は兵器や被服の整頓、保存の有様、又は服装の検査であり(ロ)は兵器以下、物品の整理に至るまで細密なる嚴重検査であり

(ハ)は物品の保存、手入、修理、及清潔事項に關する検査であり

(ニ)は兵器を分解して、その細部を検査するものである。

各個

一人々々
一つ一つ

間隔

へだたり

この外、騎兵、輜重兵等には馬の検査がある。

各個教練

各個教練とは、兵を訓練して、軍人の姿勢と、諸動作を厳正にし、武器の使用に習熟せしめ、殊に射撃散兵等の動作に練熟せしめることをいふ。即ち「不動の姿勢」から「行進」「駆歩」「射撃」等、戦闘に必要な一切の教練をいふのである。

中隊教練

兵は、各個に教練を受けると共に、中隊として共同の教練を受けなければならない。兵各自左右の間隔とか、整頓とか、前、後列の間隔とか、前進とか、散兵とか、射撃とか、中隊が一つになつてする運動の教練が中隊教練である。

前者
のまへのもの
後者
のあとのもの
虞
氣づかひ
行程
みちのり
増大
ましふや
すこま

行軍

行軍には「旅次行軍」「急行軍」「強行軍」等の區別がある。前者は、通常、敵に出會ふ虞なきときに行ふもの、後者の二つは、速度を速め、又は、一日の行程を増大して行ふものである。尙、夜間の行軍を「夜行軍」といふ。

行李

行李には「小行李」と「大行李」とがある。前者は戦闘に必要な、彈藥、器具、衛生材料等の駄馬及び副馬であり、後者は宿營間に必要な、荷物、器具、糧秣、被服等の駄馬及び豫備馬等より成るものである。

距離測量

距離の測量には(イ)步測、(ロ)騎測、(ハ)目測、(ニ)音響測、(ホ)器械測量の五種類がある。

(イ)は百メートルの距離を自然の歩み方により歩み

駄馬
荷の馬
副
そへる
測量
はかる

(ロ)は經過時間と歩度とにより(ハ)は目の練習により(ニ)は音響により——たとへば、敵の發砲の發火又は煙を見てより、幾秒時を過ぎて音響が聞こえたかといふことにより(ホ)は字義通り機械によつて各々測量するものである。

メートル ○一メートル……三尺三寸。

○百メートル……約五十五間。

○一キロメートル……約九町。

○四キロメートル……約一里。

○センチメートル……(一メートルの百分ノ一)。

○一ミリメートル……(一メートルの千分ノ一)。

普通、キロメートルやミリメートルは「メートル」の呼び名を

のして「一キロ」「一ミリ」等と言つてゐる。なほ「メートル」の字を「米」「キロメートル」の字を「杆」と書く。

行軍速度

行軍の速度は、部隊の大小、種類、天候、その他によつて違ふが、普通の場合には、次の如きを標準とする。

○徒歩兵

途歩……一分間約八十六米
駈歩……一分間約百四十五米

○乗馬兵

常歩……一分間約百米
速歩……一分間約二百米
駈歩……一分間約三百米

○一日の行程

徒歩の大部隊……約二十四キロ
騎兵部隊……四十キロより六十キロ
騎兵小部隊……八十キロ

○徒歩傳令

並……一時間約五キロ
急……一時間約六キロ
至急……近距離にて體力のつゞく限に於て駈走

○乗馬傳令

並……一時間約八キロ
急……一時間約十キロ
至急……約二十キロ以内の距離にて馬力のつゞく限りに於て

自轉車及自動車隊の速度

- 自^じ轉^{てん}車^{しゃ}……………一時間約十二キロ
- 自動車隊……………一時間約十二キロ

昭和八年十一月二十日印刷
昭和八年十一月二十八日發行

入營案内奥附
定價金三十錢

不許複製	
所有者	著作權

著作者 軍事教育會
發行者 杉浦正年
印刷者 荒井畑治郎

東京市神田區表神保町十
東京市神田區表神保町十

發行所

東京市神田區
表神保町十

千山閣書房

★ 書良の讀必者營入 ★

入 營 案 内

隊にはいつてから、まごつかぬやうに、人におくれをとらぬやうに、間違ひの出来ぬやうに、入營者の手引として、營内生活、軍隊知識、心得入營注意、主なる中隊長の入營者に對する注意等細大もらさず、讀み易く、わかり易く解釋したものの入營者は以前に本書を師とし軍人としての本分を完ふせられんことを。

上 等 兵 手 引

上等兵に昇進する近道を凡ての點より親切に教えたるもの加ふるに軍隊語早わかり陸軍成功案内を以つてし入營者の欠く可からざるものである。

新 時 代 軍 人 書 簡

軍人としての、新らしい手紙の書き方に就て明解に説明し加ふるに文章の組立、作例をのせ本書一冊を手にしせば帝國軍人として恥ずることなし。

菊半截型、携帶至便
總頁數 二百有餘頁
定價三十錢送料六錢

菊半截型、携帶至便
總頁數 百八十餘頁
定價三十錢送料六錢

菊半截型、携帶至便
總頁數 二百三十餘頁
定價三十錢送料六錢

東京市神保町十區 千山閣書房刊

欠

MISSING